

平成28年度

部局長マネジメント方針

東 大 阪 市
平成28年5月

目 次

特 別 職

川 口 副 市 長	P 1
立 花 副 市 長	P 2
上 下 水 道 事 業 管 理 者	P 3
病 院 事 業 管 理 者	P 5
教 育 長	P 6

局 長

建 設 局 長	P 8
消 防 局 長	P 9

部 長

危 機 管 理 監	P 1 0
市 長 公 室 長	P 1 3
経 営 企 画 部 長	P 1 6
行 政 管 理 部 長	P 1 9
財 務 部 長	P 2 2
人 権 文 化 部 長	P 2 5
協 働 の ま ち づ く り 部 長	P 2 8
市 民 生 活 部 長	P 3 1
税 務 部 長	P 3 5
経 済 部 長	P 3 8
福 祉 部 長	P 4 2
子 ど も す こ や か 部 長	P 4 5
健 康 部 長	P 4 9
環 境 部 長	P 5 1
都 市 整 備 部 長	P 5 6
土 木 部 長	P 5 9
建 築 部 長	P 6 1
総 務 部 長	P 6 4
警 防 部 長	P 6 6
会 計 管 理 者	P 6 9
経 営 企 画 室 長	P 7 1
水 道 総 務 部 長	P 7 3
水 道 施 設 部 長	P 7 6
下 水 道 部 長	P 7 9
総 合 病 院 事 務 局 長	P 8 2
教 育 総 務 部 長	P 8 5
学 校 教 育 部 長	P 8 8
社 会 教 育 部 長	P 9 1

はじめに

「部局長マネジメント方針」とは、各部局における政策推進のトップである部局長等が、1年間の職務を遂行するにあたり、総合計画や市政マニフェスト、市政運営方針などを踏まえ、仕事に対する決意や各々の部局で取り組む重点課題などを明らかにするものです。

特別職と局長については、総括的な立場から「私の決意」を、部長にあつては、各々の部の施策を推進していく立場から「仕事に対する基本姿勢」と「平成27年度の振り返り」「平成28年度に取り組む重点課題」を記載しています。

作成に当たりましては、私と担当の副市長、各部局長が面談を実施し、また、昨年度の重点項目の進捗状況等を踏まえ、内容を決定いたしました。

市の直面している課題は、行政各般の分野にわたり、広く多様であり、一朝一夕では解決に至らないものもありますが、この方針の作成と公表により、部局長が、私のトップマネジメントのもと、スピード感をもって諸課題へ対応し、継続的な改革につながるよう、また、市民の皆さまにも市政に対するご理解をより一層深めていただけるよう取り組んでまいります。

市長 野田 義和

平成28年度 部局長マネジメント方針

かわぐち せいじ
副市長 川口 誠司



私の決意

私は、平成23年11月に副市長に就任いたしました。それまでは、市職員として、危機管理、広報、経営企画等の分野に携わってまいりました。その経験を通じ、私は、副市長就任以来、何よりもまず市民の生命と財産を守ること、また、市民の皆さまに行政のことをよりわかりやすくお伝えし、理解と協力を得ること、この2つのことを常に念頭に置きながら職務に当たっております。

私が担当する部局は幅広く、また、副市長として市長のトップマネジメントを補佐し、市政全般にわたり政策を推進していく重責を担っております。各部局とも様々な課題がありますが、平成28年度に取り組む課題として、特に3点をあげます。

まず、災害への備えであります。本市におきましては、市民の皆さまの安全・安心を守るため、「地域防災計画」「東大阪市業務継続計画」を策定し様々な施策を実施しており、特に、本市の職員には高い防災意識を求めています。危機管理担当の職員や管理職はもとより、どのような部署や職位にあっても、いざというときにどのような行動を取るのか、常に意識しながら職務に当たり、日々の生活を送ることが必要です。先ごろの熊本地震では、様々な教訓が残されました。地域の皆さまや関係者の協力も得て、災害に強いまちをつくってまいります。

次に、行財政改革であります。昨年度からスタートした「東大阪市行財政改革プラン2015」に基づき、行財政改革を進めているところですが、来るべき人口減少時代や厳しい財政予測を考えますと、今後、市民の皆さまの新たなニーズに対応するためにも、より効果的で効率的な事務執行が必要であると考えております。

最後に、ラグビーワールドカップ2019花園開催に向けての取り組みであります。本市の将来にとって、ワールドカップの開催は、本市の経済活性化や全国、世界に向けて本市をアピールする空前にして絶後の好機であると認識しています。この機会を最大限に生かすべく、花園ラグビー場の改修や観光振興の取り組みなど、私が先頭となって進めてまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

副市長 たちばな しずか
立花 静



私の決意

副市長に就任させていただいて4年目を迎えました。これまでの民生保健分野に加え、今年度から建設水道の分野も担当することとなりました。全国的な人口減少化時代と少子高齢化が加速度的に進む中で、今までの施策の見直しや新しい施策の創出など、ソフトとハードのコラボレーションを行う必要があります。市民の皆様が将来にわたって市民の皆様が安心して快適な生活が送れるよう持続可能なまちとして発展していけるように、平成28年度では、特に次の4点を取り組んでまいります。

まず、交通アクセスの整備として、本年1月に大阪府の戦略本部会議において大阪モノレールが本市瓜生堂まで南伸されることが決定されました。このことを受け、駅周辺の施設計画について検討してまいります。また、JR おおさか東線の新駅について平成29年度末の開業に向けて引き続き事業を進めてまいります。さらに、ラグビーワールドカップ2019花園開催に向け、東花園駅前ターミナルの整備を行います。

次に、東大阪市版地域分権に向けた取り組みです。平成25年度よりまちづくり意見交換会を通じて、「自分たちのまちは自分たちでつくる」機運の醸成を図っているところですが、今年度は東大阪市協働のまちづくり推進審議会を設置し、東大阪市版地域分権の実現に向け具体的な検討を進めてまいります。

次に、安心して子どもを生み、育てられるまちの実現に向け、妊婦健診にかかる公費負担額の増額と妊婦の個別歯科検診及び府内初となる産後健診の助成等を行います。また、公立で初めてとなる認定こども園2か所について平成29年4月の開設をめざし整備を進めてまいります。

最後に、平成27年10月から導入されたマイナンバー制度について、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まり、カードの有効活用として全国の指定コンビニエンスストアで住民票などの各種証明書の交付が可能となりました。今後より一層の普及促進に努めてまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

上下水道事業管理者 いの うえ みち ひろ
井 上 通 弘



私の決意

平成26年1月に大阪府より南海トラフ巨大地震による被害想定が公表され、それによる発生から1週間後も府内の約4割で断水が続くとされました。この4月16日未明に発生した熊本大震災において、宇土市の庁舎4階部分が押しつぶされ、八代市の庁舎においても倒壊の可能性が高まったとして閉鎖され、一連の地震で熊本県内の5つの役場が機能不全に陥り、避難者への対応などが迅速にできなかったことを受け、熊本県の蒲島郁夫知事は新聞社へのインタビューの中で「災害時の本部となるところは、一番耐震化がしっかりしていなければならないことがわかった」と指摘し、災害時に避難所となる学校などと並行して、公的機関の耐震化を進めるべきだったとの見解を示されました。

私たちの日常生活における上下水道は、蛇口をひねれば水が飲め、洗濯、炊事ができ、使った水は排水口へ流し、雨が降れば浸水を防ぐということが、当たり前の存在となりつつありますが、本市が平成26年1月に取りまとめた市民意識調査報告でも「上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくり」の期待度は91.2%と市の施策の中で3番目となっており、市民の皆さまが、今後の上下水道施策に期待されていることが伺える結果となっています。

一方で、管路をはじめとする上下水道施設の老朽化、耐震性の不足、人口減少による水道料金・下水道使用料収入減といった課題に直面しており、市民生活に密着した重要なインフラである上下水道の持続性を高める取り組みが喫緊の課題であります。

本市では、地震や風水害、水質汚染などから市民の「安全・安心」を守るため、平成17年4月に水道事業と下水道事業が一体となり上下水道局が発足しました。本市の水道庁舎においては完成から43年が経過し、平成7年の阪神淡路大震災を受けて水道庁舎の耐震診断を行い、平成12年11月に耐震化の必要性が提起されてから既に15年以上が経過しております。長年の課題である水道と下水道の庁舎を一体化すべく、上下水道庁舎の建設を進めてまいります。

市民の期待の大きい上下水道として、管路などの施設の更新・耐震化と上下水道庁舎の建設は、ライフラインとしての上下水道の市民サービス向上に加え、被災時における管路などの被害軽減（ハード対策）と万一の被害への対応体制づくり（ソフト対策）の実現により、ライフラインの危機管理の両輪として機能することになります。

これらの取り組みによって、上下水道局では、より一層の「安全・安心」をお届けできるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成28年度 部局長マネジメント方針

病院事業管理者 にしじま 西 鷲 じゅんいち 準 一



私の決意

病院理念 “私たちはあなたのために最善を尽くします。”

私は、平成28年4月から病院事業管理者の重責を担うことになりました。冒頭に書きました病院理念は、5年前の院長拝命時に定めたものです。病院職員は自分のためではなく自分以外の「あなた」のために、最善を尽くすことを理念と致しました。「あなた」は患者さんのみならず、その家族、紹介頂いた医療機関、地域の住民、病院や市の職員、その他当院に関係するあらゆる方々を意味します。このようにして患者さんの苦しみが和らぎ元の生活に戻られれば、患者さんも私たちも幸せを感じることができるものです。

今秋、当院は地方独立行政法人市立東大阪医療センターに移行します。法人化の目的は、病院の自律性・公共性・透明性を高めることにより、今まで以上に良質な医療を市民に提供することです。良質な医療の提供こそが経営基盤を安定させるものです。地域、市民に必要とされる高度・急性期医療を効率的に提供するためには必要数の優秀な医療者、それを支える病院職員や経営者を揃えねばなりません。優秀な職員が自然と多数の患者を呼び集め経営を安定させます。優秀な職員を集めるためには魅力にあふれ元気で働き甲斐のある職場環境の提供が必要です。独法化をすれば一朝一夕に成就するようなものではありません。東大阪市から示された中期目標に対して当院で作成した中期計画に従って病院を経営し評価委員会の評価、意見を基に着実に目標に向かって地道に努力を重ねれば結果はついてきます。過去、診療科の閉鎖縮小、不足した人員の確保による人件費増などで悪化した病院収支も改善して参りました。職員一丸となって独法化に向かっており、今後は投下された資本の回収がなされ、さらに収益の向上により病院の目的も達成されることでしょう。

本邦の救急は患者さんや救急隊が二次三次救急医療機関を選別、受療する体制ですが、救命救急センターの指定管理受託後は救急患者さんをまず医療センター救急部門で受け入れ、病態に応じて医療センターあるいは救命センターを選別し、両者が相補的に診療する体制を検討しています。この1～2年の救急患者受入れ体制を強化し、以前の2倍となる年間約6000台の救急車と入院が必要な救急患者2742人を受入れ、受託準備が進みました。脳卒中や心筋梗塞などの成人救急、小児周産期救急にがん、糖尿病を加えた4疾病をはじめとした急性期医療並びに専門的医療、専門的検査など当院が地域包括ケアシステムの中で果たすべき医療の提供に努力いたします。

平成28年度 部局長マネジメント方針

つちや ほうど
教育長 土屋 宝土



私の決意

昨年度、「地方教育行政法」の改正により、明確な責任体制の確立のため、これまでの教育長と教育委員長を一本化した新たな教育長が設置されることになりました。

本市で、はじめてその教育長に就任したことに対し、改めてその重責に身の引き締まる思いでございます。これまで培ってきた市職員の経験や知識を活かし、これまで本市が築いてこられた教育行政を更に発展し、未来を担う子どもたちのため誠心誠意努力する所存でございますのでよろしくお願いします。

さて、我が国においては本格的な人口減少社会の到来や高齢化、またグローバル化、情報化など目まぐるしく社会が変化することから深刻な諸課題を抱え、これらの解決として教育の果たす役割は非常に重大であります。本市においても今後、急激な人口の減少が予想される中で、教育行政がこれらに果たしていく役割は大きく、常に止まることなく絶え間ない教育の進化をめざしてまいります。

昨年10月、東大阪市教育行政に関する大綱が総合教育会議のもとで策定され、それを実現化するため東大阪市教育施策アクションプランを策定いたしました。今年度からはこのプランに基づき教育施策を実行していくことによって大綱にある“めざすべき教育の姿”の実現化に努めてまいります。

特にその中において、一貫教育は、本市の教育行政の進化を促すためのものであり、学力向上や中一ギャップ、キャリア教育をはじめ、他の施策も一貫教育の制度によって、それ自体を変えていかなければなりません。そういう意味において、今後の本市教育行政の根幹をなすべきものであると考えます。一貫教育の進め方としては、今年度から、2つの中学校区でモデル校を設置し、カリキュラムの実践研究や就学前教育にも着目しながら、平成31年度には全中学校区において小中一貫教育を実施し、2つの中学校区では義務教育学校を開校してまいります。

この一貫教育を進めながら、今年度、学校教育においては、これまでの学力向上対策を踏まえて、児童一人ひとりの学力を経年において追う標準学力調査の導入や少人数学級を3年生まで拡充して、よりきめ細やかな指導を行うこと、またICTを活用した学習支援ツールを試験的に導入することにより学力向上対策に努めてまいります。そのほか、教育環境の整備

として、小中学校のトイレ洋式化、幼稚園や日新高校の耐震化、今年度で整備の完了となるドライ型ミストなどハード面の整備についても計画的に進めてまいります。次に社会教育の面では、東体育館のリニューアルや留守家庭児童育成クラブにおける多子世帯の保護者負担金の減免などその充実を図ってまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

建設局長 いまい かねゆき
今井 兼之



私の決意

本年4月1日、三重県南東沖を震源とした地震があり、携帯電話の緊急警報が鳴り響き、本庁舎10階でもゆっくりした揺れを感じました。被害報告は有りませんでした。近い将来南海トラフ地震の発生が想定される中で、言葉にしがたい緊張感がはしりました。

さらに、4月14日以降、九州地方で続いている地震により甚大な被害が発生しています。このことを、他人ごとではなく自分自身の問題として受け止め、災害発生時にどのような対応をするべきか事前に確認しておかなければなりません。

本市は地震対策として、昨年度、小中学校の耐震化を終えましたが、今後、万が一を想定し安全・安心のまちづくりに市をあげて取り組んでいく必要があります。耐震化のみならず、ゲリラ豪雨のような大雨に対する対策にも引き続き取り組んでいきます。

次に、住みたくなるまちづくりにも取り組む必要があります。

本市では、5路線の鉄道と25駅が整備され、公共交通の利便性が比較的高いまちですが、今後、長年の課題であった門真市から瓜生堂までの大阪モノレールの南伸についても積極的に取り組み、市民の皆様の更なる利便性向上を図ります。また、本市では景観計画を策定していますが、これからは景観形成についても市民の皆様とともに考え、より良い景観のまちづくりを進めます。

最後に、コンプライアンス（法令順守）についてです。

昨年、本市建設局幹部職員3人が刑事事件で逮捕され、結果として3人とも懲戒免職となる不祥事がありました。このことにより「コンプライアンス指針」が策定されたところですが、建設局としてはこれを契機に初心に帰り、今までのやり方でいいのか、一から考え、今後、法令違反が起こることの無いように日常業務に取り組んでいきます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

消防局長 ひぐち みねお
樋口 峰夫



私の決意

本市の消防はめまぐるしい環境の変化に対応すべく、庁舎の整備及び装備の強化などに取り組み、着実に発展を遂げてきましたが、近年の社会情勢や地球環境の変化といった様々な要因により、災害の様態は複雑多様化、大規模化しています。

昨年は4月にネパール地震が発生し、また、国内においては関東・東北豪雨をはじめ台風や大雨による自然災害が多発しました。このような中、今年4月に発生した熊本地震では甚大な被害をもたらし、本市からも緊急消防援助隊を派遣するなど、災害時に第一線で活動する消防の重責を深く考えさせられました。

また、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されており、さらにはラグビーワールドカップ2019花園開催に向けた消防警戒対策、高齢化による救急需要対策など、市民から消防に寄せられる期待はますます高くなってきています。

その一方で、我々が常に目標とするところは「市民生活の安全確保」であり、「安全安心なまちづくり」であります。この変わらぬ目標達成に向かっていくためには、まず市民のみなさまからの絶対的な信頼を得ること、そしてその期待を裏切らないこと、目標への努力を続けることが一番大切であると考えます。

そのためには、さらなる消防力の充実強化を図るとともに、消防吏員としての高い倫理観を持つ人材の育成にも重点的に取り組み、市民のみなさまの「生命、身体及び財産を災害から守る」という強い使命感のもと、将来にわたり地域防災力の中核を担う消防団との連携を強化し、公助、共助をより強固なものにしていかなければなりません。

そういった職責を全うできる年度とすべく全力で邁進してまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

危機管理監 とりい 鳥居 よしひろ 嘉弘



仕事に対する基本姿勢

地方自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等に加え、社会的・人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められています。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生した時には、市として速やかに初動体制をとり、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障等を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでいく所存です。

取り組み方としては、危機管理の基本的な心得として、平時においても色々な危機事象を想定した中で危機が生じないように予知・予防する事前対応（計画・立案・訓練）と、万一、危機が発生した場合に迅速で果敢な決断力強い実行力で対処しうる「人を育てる」ことが最重要と確信しています。

そのため危機管理室では、平成28年度には下記の項目を重点課題として取り組みます。

平成27年度の振り返り

平成27年度重点課題として、部局別災害時業務マニュアルの作成、自主防災組織と協力して大規模な総合防災訓練の開催、地域防災計画・国民保護計画の修正、地域版ハザードマップ作成事業の実施、防犯カメラの設置の拡充等を行いました。

全ての事業が、市民の安全安心のために必要不可欠な事業であり、引き続き事業の習熟に努めるとともに、事業の拡大を図ってまいります。

平成28年4月1日に発生した三重県南東沖を震源とする地震は、南海トラフ巨大地震の想定震源域の中で起こりました。現時点では巨大地震につながるかは不明ですが、発生すれば甚大な被害が想定されております。

また、近年頻発しております集中豪雨等により、雨水が河川、水路等へ急激に流入し排水能力を超えた場合には、浸水が発生する恐れがあります。これらのことを踏まえ、常日頃から、災害に関する市民の意識を高め、正しい避難行動を取っていただくためには、市が提供する危険情報だけでなく、地域の災害リスクについての情報を住民の皆さんによるまち歩きで確認し、手作りマップを共同して作成することが必要不可欠であります。

このことから、平成27年度に実施した地域版ハザードマップの作成については、今年度

も引き続き実施し、全市域で取り組んでいくよう努めてまいります。

平成28年度に取り組む重点課題

1 部局別災害時業務マニュアルの運営管理

本市は50万人の市民を抱える中核市であり、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担っていますが、同時に市民生活に密着した行政サービスを提供している基礎自治体として、災害時であっても休止することができない通常業務があります。

生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震等、本市に多大な被害を及ぼす恐れのある災害が発生した場合でも、市の機能を継続させることが重要であり、市の抱える通常業務の中でも、継続する通常業務・停止する通常業務を「東大阪市業務継続計画」BCPで決めました。今年度は、東大阪市地域防災計画にある、災害時の災害対策活動の業務についても優先順位を決め、「東大阪市業務継続計画」で定めた通常業務と「東大阪市地域防災計画」で定めた災害対策活動を含めた、災害時の「部局別災害時業務マニュアル」の作成を各部局に指示いたします。また、マニュアルの実効性を確認するために、大規模災害を想定した災害時初動訓練を実施し、進行管理に努めます。

2 全市的な総合防災訓練の継続的な取組み

平成27年度の取組みとして、職員向け訓練として図上訓練を行い、一方では市民「自主防災会」を実施主体とし、自衛隊・大阪府警・消防局（団）など、その他防災関係機関の協力で総合防災訓練を実施しました。このような取組みを実施するには日頃から関係組織（団体）との横断的な協力関係が大切であります。危機管理監として、お互いが顔の見える関係を構築し継続していくことで相互理解を深めてまいります。今年度においては、今までの2年間の訓練内容の総括を行い、災害時の各種組織の連携及び自主防災組織の初動活動の習熟を目的とした訓練内容に見直します。

3 地域に合ったハザードマップ作成業務

危機管理室では災害の種別毎に、全市域版ハザードマップを作成しています。しかし本市の地形は、東に生駒山、西は大阪平野であり、東地域は土砂災害の危険性が高く、西地域では浸水害の危険性が高くなっています。特に、発生確率が30年以内に70%と言われている南海トラフ巨大地震では、長周期振動による液状化や想定震度6強による老朽建物の倒壊被害が想定されております。また、一方で本市には、木造住宅の密集地が存在し、地震発生時には大規模火災も懸念されます。このようなこと

から、土砂災害だけでなく地震や集中豪雨等への備えも必要であるため、市内全域に及ぶ45自主防災組織で、それぞれの地域で起こりえる災害を想定した地域版ハザードマップを3年間で作成し市民に対して周知啓発をしております。

4 市民の安全安心

市民の安全安心のために治安対策本部会議を毎年度開催し、大阪府警察と連携し助言を頂きながら治安関係の施策を展開してまいりました。市内の防犯上の重点箇所には過去4年間で約1000台もの防犯カメラを設置し、犯罪の検挙等に寄与してまいりました。今年度も引き続き防犯カメラを増設してまいります。また、近年高齢者を狙った電話の詐欺事象が多く報告されており、本市においても被害に遭った高齢者の方が多数いる状況であります。今までに文書での注意喚起等を図ってまいりましたが、依然として被害が出ている現状であります。このことから、詐欺自体を防ぐために電話の着信を拒否する電話チェッカーの貸し出しの事業を実施し、市民の安全の確保に努めてまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

市長公室長 やまもと 山本 よしのぶ 吉伸



仕事に対する基本姿勢

市長公室は市行政の総合調整、重要事項の推進、また広報広聴業務を担当しております。
市の重要な施策・事業をスピード感をもって実行していくためにも、その総合調整機能を発揮しなければならないと考えております。

また広報業務においては、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、市民への情報の公開・提供と説明責任を果たすことが必要であります。

あわせて、本市の魅力を発信することもこれからの広報に課せられた大きな課題であります。ラグビーワールドカップ2019が本市花園での開催が決定され、国内はもとより世界各国から注目されるまち東大阪の魅力を発信してまいります。

広聴業務としては、パブリックコメントをはじめ、市の政策形成過程において市民が参加する機会を提供するとともに、市民の市政への関心を高めてまいります。

平成27年度の振り返り

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置された総合教育会議の事務局を市長公室政策調整室が担当いたしました。

平成27年度は、会議において本市の目指すべき教育の方向性についての協議を重ね、平成28年度を初年度とする4年間に取り組む重点的な事項を「東大阪市教育行政に関する大綱」としてまとめました。

また広聴事業として、市民生活に関係の深い問題等について、市民の意識、意見等を迅速かつ効率的に把握するとともに、市政への関心を高め、市民参加を促進することを目的とした「市政モニター事業」を実施いたしました。

平成27年度のモニター数は、214名でした。

1 総合教育会議による教育委員会との連携

総合教育会議を定期的に行い、教育行政に関する大綱及びこの大綱に基づき教育委員会において策定した教育施策アクションプランの推進について教育委員会と連携を図ってまいります。また教育行政の課題等についても、会議を通じて市長と教育委員会との協議・調整を行い、連携して取り組んでまいります。

2 市政だよりの充実

行政情報を市民に伝える一番の広報媒体として、市民に手に取ってもらい読んでいただけるように、見やすく・よりわかりやすい紙面作りに努めます。また、市民にとって興味深い、関心のある話題を提供していきます。

3 利用しやすい市ウェブサイトの構築

来年3月に市ウェブサイトのシステム更新を予定しています。平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を踏まえながら、アクセシビリティの確保にも努め、さらに見やすく・使いやすく、ビジュアル的に美しいウェブサイトにしてまいります。

そのためにも、庁内職員で構成する「市ウェブサイト運用管理システム推進委員会」での検討を重ね、市民が求めるサイトを追及してまいります。同時に、担当職員間の意見交流や研修等を積極的に行い、職員のスキルアップにも努めます。

4 市公式 Facebook の充実

市公式 Facebook を活用し、市政などに関するさまざまな情報を気軽な言葉と内容で情報発信しています。ほかにも、各部局長がリレー形式で業務の目標や思い、考え方などを発信する部局長リレーも行なっています。今年度は、部局長だけではなく、その他の所属職員による情報発信も開始し、市行政への理解をさらに深めていただきます。

5 東大阪市のアピールへむけた広報の充実

2019年のラグビーワールドカップ開催を見据え、市ウェブサイトや Facebook などさまざまな広報媒体を使い、市民に対する広報をもとより、全国に東大阪市の魅力を発信し、「住んでよし」「訪れてよし」のまちをアピールしてまいります。

6 広聴活動の充実

市政モニターの一層の充実を図ってまいります。

平成27年度から実施した「市政モニター」をより実効性のある事業とするため、モニター数の増加に向けた広報活動を積極的に行い、より多くの市民の方がモニターとして登録していただき、市政への関心を高めていただくための努力を行います。

平成28年度 部局長マネジメント方針

かわひがし えり
経営企画部長 川 東 絵 里



仕事に対する基本姿勢

経営企画部は、知恵を絞り、また庁内外の関係者とともに力を出し合って、総合的な観点から、東大阪市の将来のために今取り組まなければならないことを推進していく部署であると考えています。

めざすのは、市民の皆様とともに、本市の強みを生かし、魅力をさらに高めることで、わがまち東大阪市が、訪れたい、住んでみたいといわれるようなまちとなること、また、同時に、現在本市で暮らす市民の皆様が、より誇りや愛着を感じ、住み続けたいと感じるまちとなることです。

そのために、市の施策の骨格となる総合計画後期基本計画の進行管理と推進を行うこと、昨年度策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき重点目標に係る施策を推進するとともに、そのために必要な安定した財政状況を確保しつつ市民サービスを向上させる行財政改革の推進や公共施設の計画的な再編整備の推進に、経営企画部一丸となって取り組みます。

平成27年度の振り返り

1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

今後、本市でも本格的な人口減少社会を迎えることになります。平成27年度では、「東大阪市人口ビジョン」「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年の本市の人口約35万2千人を維持するとしました。総合戦略に掲げた4つの基本目標「産業振興により雇用を提供する」「人を呼び込む流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくる」を軸として、将来にわたって持続可能なまちを創造することを目指します。

2 公共施設等マネジメントの推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設及びインフラ施設の適切な保有と維持管理に関する基本方針を定めました。また、「公共施設マネジメント推進基本方針」及び「公共施設再編整備計画」に基づき、公共施設の再編整備事業を進め、さらには関連部局との連携を図り、市有地等の有効活用及びPFI等の民間活力の導入について検討を行いました。

3 行財政改革のより一層の推進

平成27年度は、第2次総合計画後期基本計画行財政編に掲げる4つの取り組みを新たな柱とし、具体的な行財政改革の取り組み項目をまとめた「東大阪市行財政改革プラン2015」（27年度～31年度の5年間）の策定を行いました。また当プランの策定に合わせ新たな職員数計画も策定しました。

公共施設サービスの更なる効率化にあたっては、平成28年4月から新たに図書館に指定管理者制度を導入するため、平成27年度において公募による指定管理者の選定作業を行いました。

4 マイナンバー制度への対応

平成27年10月1日より全国民へマイナンバーが通知され、平成28年1月からはマイナンバーカードの交付がスタートするなど、制度運用が本格化するなか、本市といたしましては、平成28年2月15日より、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始いたしました。

また、マイナンバー制度のメリットを活かした行政窓口の構築について、庁内関係部局と共に検討を重ねてまいりました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 後期基本計画第4次実施計画の策定

平成28年度は、第3期市政マニフェストの初年度であるとともに、後期基本計画（平成23年度から平成32年度）の折り返しの年度に当たります。「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理を行うとともに、第4次実施計画（平成29年度から平成31年度）の策定に取り組みます。

2 新たな観光まちづくりの推進

ラグビーワールドカップ2019まであと3年です。昨年度、策定しました東大阪市観光

振興計画に基づき、平成２８年度は、地域の観光振興の舵取り役となる東大阪版DMOを設立し、運営を支援することで、観光振興のまちづくりを進めてまいります。

３ 公共施設等マネジメントの推進

市民の皆さまが将来にわたって安全・安心に施設サービスを享受できるように「公共施設マネジメント」及び「公共施設再編整備計画」に基づき、引き続き公共施設の再編整備事業に取り組んでまいります。また、昨年度、公共施設及びインフラ施設の適切な保有と維持管理等に関する基本的な考えとして、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後、関係部局と連携を図り、公共施設等の適切な管理を行い、PFI方式等をはじめとする民間活力の導入につきましても、具体的な検討を行いながら、公共施設等のマネジメントを推進してまいります。

４ 行財政改革のさらなる推進

これまでの行財政改革の取り組みをより一層進めるため、平成２７年４月に「東大阪市行財政改革プラン２０１５」を策定しました。本市の財政環境について引き続き厳しい状況が予想されるなか、効率的かつ健全な行財政運営が行なわれるよう、さらなる民間活力の導入や職員数計画の着実な実施など、各計画の推進に向けた進行管理に努めてまいります。

また、外郭団体の見直しについては、雇用開発センターの解散や東大阪再開発株式会社の経営健全化など、重点課題に引き続き取り組んでまいります。

５ マイナンバー制度への対応

マイナンバーカードの効果的な利活用について、国の動向に注視しながら検討してまいります。また、マイナンバー制度のメリットを活かした行政窓口の再構築について、実現に向けた具体的な検討作業を進めてまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

行政管理部長 やまもと 山本 よしのり 義範



仕事に対する基本姿勢

行政管理部は、法務、文書管理、職員の人事・給与・研修・福利厚生、事務の情報化及び統計の業務を行っており、市役所組織の管理・運営を担っています。

市役所は、基本的に市民が安心して生活をおくれるようにすることがその役割ですが、社会経済情勢の変化の激しい時代の中で、市役所の組織もその変化に対応し、的確な市民サービスを提供できるものとしなければなりません。マイナンバー制度をはじめとした情報化の進展の中で、市民の利便性の向上と公平・公正なサービスの提供のためには遅滞なくシステムの構築を進めるとともに、万全な情報セキュリティの確保を図ってまいりたいと考えています。

また、次々と新たな行政課題が生じてくる社会の中で、職員もその変化に的確に対応できる組織をつくる必要があります。このためには、最大限職員の能力を引き出し、活力ある組織を構築するとともに、数多くの情報に対するリテラシーを持ち、新たな課題に果敢にチャレンジしていくことのできる職員を育成してまいりたいと考えています。

平成27年度の振り返り

平成27年度の部局長マネジメント方針において、取り組むべき課題として、

- ① 適正な国勢調査の実施
 - ② 引き続き職員の法務能力の向上の取り組み
 - ③ マイナンバー制度実施に向けた的確なシステムの構築
- を掲げました。

適正な国勢調査の実施については、市民皆さまのご理解、ご協力のもと無事終了し、本年2月に速報値として東大阪市の人口は、502,605人と公表されました。これからも適正な調査実施に向けて真摯に取り組んでいきます。

法務能力の向上を図る研修については、本年度も引き続き職員の自主的な参加による「法務ルーム」を実施しました。本年度は、初学者から受講できるカリキュラムを中心に、基礎的な知識や考え方を学べる研修のほか、平成28年4月施行の新たな行政不服審査法など職員の関心の高いテーマを取り上げ、より多くの職員がスキルアップを図れる内容としました。

また、法令等の改正を行う法制執務については技術的能力が必須であるため、その向上を目指す研修を実施しました。

マイナンバー制度実施に向けた確かなシステムの構築については、国が示すスケジュールに遅延することなく確実にシステムの構築を行っております。平成28年1月よりはマイナンバーカードの交付や公的個人認証による所得税申告などが始まっております。今後も、平成29年7月の全国的な情報連携へむけて大変な作業量ではありますが、市民サービスの基盤となるシステム構築を行います。

平成28年度に取り組む重点課題

1 マイナンバー制度における情報連携に向けたシステム整備の推進

マイナンバー制度を利用した国・地方公共団体間の情報連携が平成29年7月には開始されることになっています。これは、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるマイナンバー制度の実質的スタートとなるものです。「情報連携」に向けては、新たな連携システムの構築に加え、既存のシステムの改修など量的にも内容的にも大きな事業となります。当年度は連携に向けて最終準備の年度であり、目的どおりの機能実現に向けて精力的かつ慎重に取り組んでいきます。また、当事業は重要な情報資産を取り扱うシステムが数多く関連しており、更なる情報セキュリティ対策の強化を図ってまいります。

2 女性職員の積極的登用と働く条件の整備の推進

女性職員の積極的な登用については、これまでも数値目標の設定を行いながら取り組んできており一定の成果を見ていますが、一層の男女共同参画社会の実現に向けて、より集中して取り組んでいく必要があると考えています。

政府においては平成26年に策定された日本再興戦略の中で「女性の活躍」を今後の我が国の成長戦略の柱と位置づけ、女性の活躍の場の環境整備が求められています。このことも踏まえ本市においても女性職員の登用についてより積極的に取り組むとともに、女性職員が活躍するための環境整備を進めていく必要があると考えています。具体的には平成27年度に策定した次世代育成のための特定事業主行動計画及び平成28年度に策定した東大阪市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を踏まえ男性職員の育児参加等も含めて取り組みを進めていくこととします。

3 市民満足度レベルアップを目指した職員研修の取組

職員の能力をひきあげて市民サービスの向上を目指すことは職員の研修の基本ですが、平成27年度においては市民満足度のアップという視点で部長職を対象とした研修を実施しました。民間のサービスにおける顧客満足度のアップという考え方に沿った内容での取り組みでしたが、平成28年度においてはこの市民満足度のアップに続いて、管理職のリーダーシップとマネジメントの発揮についての研修に取り組み、組織力・チーム力の向上

を目指し、市民サービスの向上を図っていきたいと考えています。

平成28年度 部局長マネジメント方針

財務部長 まつもと 松本 きょういち 恭一



仕事に対する基本姿勢

財務部は、市民の皆様に納めていただく税金や市有財産を、より広く、より効率的・効果的に住民サービスとして還元させていただくため、市の予算や財産の管理、契約事務、工事や購入物品の検査事務など、言わば市役所の裏方の仕事を担っております。

人口減少社会を迎え、少子高齢化もさらに進むことが見込まれるなど、全国的に基礎自治体の財政運営は今後益々厳しくなると予測されますが、加えて、本市ではラグビーワールドカップ2019の開催準備や、新市民会館の建設、大阪モノレール延伸計画の促進など、中長期的に財政需要の拡大が見込まれます。

財務部では引き続き「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本姿勢とし、予算の編成過程において事務事業の見直しや、より効率的・効果的な財源配分に努めるとともに、市有財産の有効活用による新たな収入や、契約・検査事務を通じた経費の節減など、組織一丸となって財源の確保に取り組み、重要施策の着実な推進と、持続可能な安定した財政運営の堅持を図ってまいります。

平成27年度の振り返り

平成28年度の「予算編成方針」の通知にあたり中長期財政収支見込(H27～H36)を策定し、本市の財政状況を全庁的に周知しました。市税収入が伸びず、地方交付税等の減少が見込まれるなど、極めて厳しい予算編成となりましたが、花園ラグビー場の整備や新市民会館建設事業のほか、子育て支援施策の充実など喫緊の課題に対応するとともに、公共施設再編整備計画や外郭団体統廃合等方針に関連する経費など、将来の財政運営の安定化に資する予算を積極的に計上しました。

財源確保策の柱の一つである市有地の有効活用について、平成27年度には旧文化会館跡地など3物件を売却し、5億円余りの収入を得ましたが、当該収入については今後基金に積み立て、市債の償還財源等に活用してまいりたいと考えております。また、旭町庁舎閉鎖後の解体工事までの間の管理について、市で管理工事を行わず、駐車場として活用を民間事業者募ることにより、支出を収入に転じさせる工夫をいたしました。

契約事務に関しては、事務の透明性・公正性の確保をより一層進めるため、一般競争入札（電子入札）の対象範囲の拡大に向けた平成28年度の「建設工事等の入札・契約方針」を策定しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 将来にわたり、持続可能な安定した財政運営の堅持

平成28年度の一般会計当初予算では多額の財政調整基金の繰り入れを余儀なくされましたが、予算の執行にあたっては、歳入の確保とあわせ、あらゆる工夫を全庁的に促しながら財源確保に努め、持続可能な安定した財政運営を堅持してまいりたいと考えております。

また、景気動向や地方財政制度の改正等に関する情報収集に努め、中長期財政収支見込の時点修正を行うとともに、新地方公会計制度に遺漏なく対応し、本市の財務状況を積極的に公表してまいりたいと考えております。

なお、現下の財政状況を踏まえ、施策の「選択と集中」、「優先順位の明確化」の考えに立ち返り、平成29年度予算編成にあたっては事務事業の見直しに臨んでまいりたいと考えており、見直しに必要な課題解決など、早期に所管部局や関係部局と調整を図ってまいります。

2 市有地の有効活用により財源確保に努めます

市有地の有効活用について、平成28年度においては新田事業所跡地の早期の有効活用に向け、大東市との調整など鋭意進めてまいります。また、新旭町庁舎建設PFI事業を進めるにあたっては、敷地の一部について財源確保に向けた活用を検討してまいります。

他の未利用地につきましても鋭意、関係部局との調整を図りながら、貸付・売却など有効活用を検討し、財源確保に努めてまいります。

3 電子入札対象範囲の拡大

入札参加事業者の利便性、入札事務の透明性、公正性の確保、競争性の向上を図るため、平成28年度から発注予定金額が130万円超の土木、舗装工事、1000万円以上の建築、電気、管、造園、その他工事、50万円超の建設工事に係る設計業務、及び単価契約を電子入札の対象とします。

4 市内企業・業者の受注機会増大の推進

建設工事・物品購入等の発注にあたっては、透明かつ公正な競争入札及び契約の適正

な履行の確保に留意しつつ、市内経済の活性化と業者育成のため、引き続き市内業者への優先発注を推進し、受注機会の増大に努めるとともに、大規模工事の発注にあたっては、下請け要件の設定など、市内企業・業者がより多くの受注機会を得られる手法を検討してまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

人権文化部長 おおはら としや
大原 俊也



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人間尊重に根ざしたまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」に取り組んでいる部です。

「人間尊重に根ざしたまちづくり」では、差別は許されないものであるという認識のもと、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちづくりをめざして、人権文化部の施策に限らず、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」では、市民の皆さまが、生活にゆとりやうるおいを感じられるように、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めるとともに、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信していく取り組みを進めていきたいと考えています。

平成27年度の振り返り

人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、様々なテーマで市民人権講座を行い、5月の憲法週間、12月の人権週間には、駅頭・店頭での街頭啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施しました。7月は「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」と定め、年間を通じて多くの市民の皆様に情報発信、学習機会を提供し、「人権尊重のまちづくり」を推進してまいりました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、疎開体験、原爆体験の話を聞く機会を設けるとともに、平和資料展や被爆ピアノコンサート等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、昨年度、大変評判であった新潟産業大学経済学部准教授「蓮池 薫」さんの講演を引き続き行い、多くの方々に関心と認識を深めていただくよう取り組みました。

社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。

男女共同参画センター（イコーラム）では、7月より開館時間の延長や開館日の拡張を行

い、市民の方のさらなる利便性向上を図り、男女共同参画の活動拠点としての機能を充実しました。

第3次東大阪市男女共同参画推進計画について、社会情勢の変化に対応するため、男女共同参画審議会から提出された意見書等をふまえ改定しました。

市内文化施設を親しみやすいイラストマップ形式で紹介した「きて、みて、感じて 文化の薫り～東大阪みどころマップ」を作成し、施設個々の「点」のアピールではなく、様々な文化をつなげる取組みを始めました。また、これまで実施していた「東大阪 東西狂言会」や「クラシックコンサート・イン・東大阪」に加え、「ピアノリサイタル」を新たに開催するなど市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会の提供に努めました。

また、市民美術センターでは年3回の「特別展」やナイトミュージアム事業の開催に加え、「子どもラグビー絵画展」を始めるなど文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

国際情報プラザでの多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを引き続き行うとともに、8月には市民の方に様々な国の文化にふれていただくことを目的とした多文化理解講座を実施しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

- ・インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴い、人権に関わる課題は複雑化、多様化しています。市民に関心を向けてもらうような人権に関する情報発信や学習機会を提供し、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」人権啓発事業を進めていきます。
- ・世界各地で紛争、テロなどが多発する国際情勢のなか、市民一人ひとりが協力し、平和な社会をつくっていくために、戦争体験のない世代にも平和の認識を深められる平和事業を実施していきます。また、拉致問題の取り組みについても、市民の関心と認識を深めるために継続して実施していきます。

2 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

- ・女性の職業生活における活躍について、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」にその推進のための取り組みを位置付けるなど、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。
- ・情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを進めていきます。
- ・各種審議会等への女性委員の参画比率については、第3次東大阪市男女共同参画推進計画

において40%を目標としており、達成に向けて積極的に取り組んでいきます。また、重大な人権侵害であるDVの被害者への相談支援体制の整備へ向けて取り組みを進めていきます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

- ・司馬遼太郎記念館をはじめとした市内の文化施設を活用し、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信します。
- ・「文化芸術のまち推進協定」を結んだ関西フィルハーモニー管弦楽団によるコンサートなど、市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会を継続的に提供していきます。
- ・市民美術センターを本市の文化芸術活動の拠点として活用し、多様な趣向を凝らした企画の実施など、文化芸術の振興や活性化に取り組んでいきます。

4 多文化共生社会の取り組み

- ・ラグビーワールドカップ2019の花園開催など、海外からの来訪者の増加が見込まれることを契機に、新たなステージでの国際交流の取り組みを検討します。
- ・約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民が生活されている本市の特性を踏まえ、引き続き国際情報プラザ専門職員による多言語での行政情報等の提供や通訳・翻訳などを行うとともに、外国人だけでなく日本人も含めたすべての地域住民が多文化理解を深められる事業に取り組み、多文化共生社会の実現を進めます。また、多文化共生のまちづくりと市民の国際交流をすすめることができる拠点の整備を進めます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

協働のまちづくり部長 もり 森 かつみ 克巳



仕事に対する基本姿勢

私は平成28年4月に協働のまちづくり部に異動しました。

これまで上下水道施設の計画や設計などの施設づくりに携わっていた期間が長く、市民のみなさんも市が行うまちづくりと聞けば、水道や下水道、道路、河川、橋、公園、市営住宅など、市役所が直に施設をつくるまちづくりを思い浮かべるのではないのでしょうか。

しかし、市の「まちづくり」はそれだけではありません。私は市役所の仕事はよろず「まちづくり」であると思っています。

本市の総合計画の後期基本計画（平成23～32年度）においても、市役所が行う取組みを「市民が主体となったまちづくり」「市民文化を育むまちづくり」「健康と市民福祉のまちづくり」「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」「安全で住みよいまちづくり」の5つに体系化しており、このことは市役所の仕事は「まちづくり」であることの証しです。

このたびの異動でこれまで長く担当してきた市役所が直に行うまちづくりから、市民のみなさんと手を携えて、市民のみなさんとともにまちづくりを進めていく形へと担当業務は変わりますが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に、市民のみなさんとともに「住み続けたいまち」「住みたくなるまち」東大阪に向けて取り組んでいきます。

平成27年度の振り返り

1 「自分たちのまちは自分たちでつくる」想いを喚起させる取り組み

平成26年9月から平成27年7月にかけて開催したセカンドシーズン「まちづくり意見交換会」には、延べ1,007名の方に参加していただきました。地域の魅力や課題について想いを共有し、自分たちにできることを議論していく中で、実際に地域課題の解決に向けた取組みが動き出してきました。今後は、こういった取組みが実現できるようなまちづくりの仕組みを市民のみなさんとともに検討します。

2 地域の安全なまちづくりの支援

平成27年度には、自治会設置の防犯灯について補助を行い、345灯の環境に配慮したLED器具への設置・取替を行いました。

また、自治会が設置する防犯カメラに対しても設置補助を行い新たに59台の設置を行いました。

青色防犯パトロール活動事業については、東大阪市自治協議会を含む23団体が活動を行っており、この事業が広がるようすべての校区自治連合会、布施・河内・枚岡防犯協議会に呼びかけを行いました。

3 NPO 法人・市民活動団体の活動支援の充実

NPO アドバイザーによる NPO 法人や市民活動団体への訪問を行うとともに、市民活動団体の組織及び基盤強化のための各種講座を実施しました。また、NPO 法人の活動現場をお借りして活動内容の紹介や意見交換を行ったことにより、様々な団体の交流が図られました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 「東大阪市版地域分権」に向けた取り組み

東大阪市版地域分権制度の確立に向けて、理想のまちづくりの仕組みについて市民のみなさんと話し合い、学識経験者や市民等からなる「東大阪市協働のまちづくり推進審議会」において、制度を検討します。また、市職員の協働に対する意識醸成を図るために市役所各部に協働推進員を配置します。

2 地域の安全・安心なまちづくり

平成27年に引き続き、自治会設置の防犯灯について補助を行い、より明るく消費電力の少なく環境に配慮したLED器具への設置・取替の推進を図ります。

また、自治会が設置する防犯カメラに対しても設置補助を行い、街頭犯罪の抑止を図ります。

安全・安心なまちづくりには防犯灯・防犯カメラの設置だけではなく、住民による自主的な防犯活動を重ね合わせることでより成果が出ることから、地域ボランティアが行う青色防犯パトロール活動をさらに推進します。青色回転灯をつけたパトカーで見回りをしている車を見ることで、住民の防犯意識が向上し、また、パトロールを通して、あいさつや顔を合わせることで人と人が結びつき、住民の交流が防犯につながっていくと考えています。

全ての小学校区に青色防犯パトロール活動を広げるため、その団体の活動に対して補助を行い、「自分たちのまちは自分たちで守る」運動を支援します。街頭犯罪の抑止だけでなく、

女性や子どもが安心して暮らせるまちを目指すことで、災害や非常時に強い「地域力」の向上を図ります。

3 NP0 法人・市民活動団体の活動支援の充実

平成25年度から配置したNP0アドバイザーが市内すべてのNP0法人を訪問し、その活動内容等のヒアリングや運営相談、必要としている支援等の情報収集を行うなど、よりきめ細やかな対応によりNP0法人等の活動の活性化に寄与しました。

今年度についてもNP0アドバイザーを活用し、市民活動団体の抱える課題や必要とされている支援の情報収集を細やかに行いながら、よりニーズにあった、効果的な講座や交流会を開催するとともに、本市にふさわしいNP0法人や市民活動団体の支援策について検討します。

平成28年度 部局長マネジメント方針

市民生活部長 たなか かずゆき
田中 一行



仕事に対する基本姿勢

市民生活部は、住民票などの各種証明書の交付、戸籍の届出をはじめ、消費生活相談、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、医療助成業務など、市民のみなさまの暮らしに密接した窓口業務を担当しています。

近年、市民のみなさまの要望やニーズも複雑・多様化する中においても、市民のみなさまに最良の行政サービスを提供し続けることが、市役所の責務であると考えております。

市役所の窓口を訪れた市民のみなさまにより一層ご満足いただけるよう、努めてまいります。

市役所の顔である市民生活部職員は、次の基本姿勢に基づき職務を遂行いたします。

1. 市民のみなさまの声にしっかりと耳を傾け、ニーズを把握し、責任感を持って誠実に対応いたします。
2. 市役所の顔としての自覚とおもてなしの心で、迷われている市民の方を見かけたら、速やかにお声かけをし、適切に担当窓口をご案内します。
3. 市民のみなさまに最良の行政サービスを提供できるよう日々努めます。

平成27年度の振り返り

国が進める社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、今年2月より、マイナンバーカードの交付を本格的に開始しました。これと並行して、2月15日からは、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写し等の証明書交付サービスを開始しました。「近くのコンビニエンスストア」で平日の早朝や夜間、土、日、祝日にも証明書が取得できるようになり、今後のマイナンバーカードの普及により、市民の利便性が大きく向上するものと考えています。

これにより、各種証明書の発行業務を主とし、行政サービスセンターの補完機能として市内に12箇所設置してきた行政サービスコーナーについては、平成28年3月31日をもって廃止しました。

国民健康保険事業については、保険料の収納率向上に向けた取り組みとして、財産調査、履行管理及び滞納処分を計画的に実施し、分納誓約の不履行通知や催告書の送付等による滞納者への収納対策を強化するとともに、コールセンターの早期督促による新たな滞納者の発生防止や、居所不明・社会保険等他保険加入状況調査等による資格適正化を図り、ページ口座振替受付サービスやモバイルレジを導入するなど納付しやすい環境づくりにも努めました。

医療費適正化に向けた取り組みとしては、特定健康診査受診率の向上を図るため、様々な広報媒体を通じた啓発や個別の受診勧奨を強化し、集団健診・日曜健診を実施するなど受診機会の拡充にも努めました。また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進については、平成26年度から開始した差額通知の送付回数を増やすなど取り組みを強化しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 マイナンバーカードの普及

昨年10月にマイナンバー制度が開始され、今年1月からは希望される方へのマイナンバーカードの交付も始まりました。マイナンバーカードはマイナンバーを利用する時に「個人番号」と「本人」の確認が1枚で可能となる便利なカードで、写真付きの公的な身分証明書としても幅広く利用できます。また、今年2月15日から実施している住民票の写しなど各種証明書のコンビニエンスストアでの交付にも利用できます。

さらに、平成29年1月からは個人ごとのポータルサイトとなる「マイナポータル」で、行政機関におけるご自身のマイナンバーのやり取りや保有の情報の確認に加え、ご自身に必要な情報を行政機関から受け取ることができるようになります。

マイナンバーカードをより多くの市民の方々に取得いただけるよう十分な周知を図るとともに、速やかに交付できるよう取り組んでまいります。

2 医療費適正化の推進

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施している特定健康診査について、様々な機会をとらえた啓発や個別の受診勧奨などにより、受診率の向上に努めます。

また、健診結果に応じて特定保健指導利用勧奨及び必要な方には受療勧奨を行うとともに、生活習慣病のコントロールの為に保健指導により一層取り組みます。

さらに、診療報酬明細書及び柔道整復施術療養費支給申請書点検の充実・強化を図るとともに、医療費通知、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知などの取り組みを通じ、医療費適正化を推進します。

3 国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険事業は、高齢化や医療技術の高度化により一人あたりの医療費が年々増加していることにより市の財政負担及び加入者の保険料負担が増加し、財政運営が非常に厳しい状況となっています。

健全な国保運営のためには、国民健康保険料の収納率の向上が最重点課題であると考えています。そのため、保険料の収納対策をより一層強化し、今年度は特に下記の項目を重点課題として収納率の向上に取り組むとともに、納付環境の充実に取り組んでまいります。

(コールセンターの活用)

保険料の払い忘れなど滞納してから間もない世帯に対しては、コールセンターが電話による納付案内を行い、新たな保険料の滞納とならないよう防止に努めます。

(滞納処分の実施)

保険料の滞納が続いている世帯に対しては、きめ細やかな納付相談を進めるとともに、延滞金を含めた徴収の強化を行います。また、滞納解消計画が立てられない世帯に対しては、負担の公平性の観点から財産を調査し、差押え等を行います。

(口座振替納付の促進)

平成27年度より、市役所窓口を設置した端末にキャッシュカードを差し込むだけで口座振替登録の申請手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を導入しています。今後も国保加入手続きや納付相談時における活用をさらに充実させ、納付忘れなどの少ない口座振替納付の増加に努めます。



(納付環境の充実)

平成25年度よりコンビニ納付を本格導入するなど市民の利便性向上に取り組んでいます。平成27年度には、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング（注1）を利用して保険料を納付できる「モバイル

レジ」サービスを新たに導入しました。今後も、他の納付手段を検討するなど、より一層納付しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

どうやって支払うの？



※（注1）口座の残高照会や振り込み、振替といった銀行のサービスを、携帯電話などの移動端末のインターネット接続機能を用いて利用すること

平成28年度 部局長マネジメント方針

にし おか よし ひで
税務部長 西 岡 義 秀



仕事に対する基本姿勢

市税による収入は、市財政の根幹をなすもので一般会計の収入のうち約35%（平成28年度当初予算）を占めており、市が行っている福祉、教育・文化や土木事業など市民の方々の毎日の暮らしや住みやすいまちづくりのための重要な財源となっています。

こうした中、適正かつ公平な賦課・徴収が行われないと住民との信頼関係が損なわれ、市税の収入率の低下に繋がり、十分な住民サービスが提供できなくなってしまう恐れがあります。そのため、課税客体の完全把握により課税の不均衡をなくし、自主納税の啓発と滞納整理の促進により税負担の公平性に努め、市民の皆さんの理解と信頼を得ることにより税収の確保に努めてまいります。

平成27年度の振り返り

平成27年度のわが国の経済は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3つの基本方針を柱とする経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等とも相まって緩やかな回復基調が見られました。しかしその後、中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響もあり、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが出始めました。こうした背景のもと本市でも先行き不透明な厳しい財政状況のなか、これまでと同様、不良債権である滞納繰越額を抑制するため、現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など計画的かつ効果的な事務執行を続けたことにより、市税収入の確保については一定の成果をあげることができました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 適正・公平な賦課徴収

地方税法及び関係法令並びに市税条例を遵守し、適正な事務執行を旨としつつ、課税客体の把握と滞納整理に努めます。

・新たな滞納繰越額の発生を抑制するため、現年課税分にかかる未納者に対し、滞納状況別の分類を行い、文書による督促はもちろんのこと、土日・夜間に相談窓口を開設し、集中的に電話による督促も実施しています。

《平成27年度実績》

休日	4月25日、26日	6月27日、28日	8月22日、23日
	10月24日、25日	12月5日、6日	2月27日、28日
			(延12日実施)
夜間	4月27日、28日	10月26日、27日	(延4日実施)

・滞納繰越分につきましては、納期内に納付されておられる方との公平を確保する観点からも、税の支払能力があるにもかかわらず納付されない方に対しましては、預貯金、動産、不動産などの差押えを実施するとともに、インターネット公売などで換価処分を行っています。

	《平成26年度実績》	《平成27年度実績》
預貯金等の債権差押	408件	442件
不動産の差押	239件	202件
不動産の公売	落札額 855万円	落札額 313万円
動産等の差押	1件	
インターネット公売	落札額 439万円 (貴金属・工具など)	落札額 4,440万円 (27年度は不動産公売のみ)

2 市税収入の確保

これまで継続してきた現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など、計画的かつ効率的な事務執行を続けたことにより、市税収入の確保については着実に成果を上げてきています。収入率の向上に効果的な従来の手法に加え、新たな収納機会や手法も検討しながら、引き続き効率的な収入確保策の実現に向けて努力を続けます。

また、法定要件に該当する事業主全てを特別徴収義務者に指定し、個人住民税を給与から差し引きする特別徴収を徹底するため、大阪府及び府内全43市町村が平成30年度に一斉指定できるよう共同で準備中です。

《収入率の推移》(現年課税分+滞納繰越分)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東大阪市	93.97% (16位)	95.23% (11位)	96.35% (10位)
府下平均	94.08% (31市)	94.67% (31市)	95.22% (31市)

・市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。

- ・市民の利便性の向上を図るため収納機会のチャンネルを増やし納期内納付を推進します。

① コンビニエンスストアより一部の市税を納付できます。

(取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

《コンビニ利用率実績》	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市民税（普通徴収）	30.3%	37.3%	40.5%	43.3%
固定資産税・都市計画税	15.0%	19.5%	22.7%	25.1%
軽自動車税	39.1%	44.6%	47.4%	49.9%
利用割合（全体）	23.3%	28.7%	31.8%	34.3%

② 納税の際にわざわざ金融機関に行く手間を省いたり、というっかり納め忘れがないように便利な口座振替を推奨しています。

(取扱税目：個人市民税、固定資産税・都市計画税)

《口座振替利用率実績》	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市民税（普通徴収）	15.9%	18.2%	18.8%	19.4%
固定資産税・都市計画税	26.8%	27.3%	27.4%	27.3%
利用割合（全体）	23.4%	24.5%	24.7%	25.0%

3 市民サービスの向上

地方税ポータルシステム（e L T A X）による申告・申請の受付などの電子利用の促進（※1）、納付や証明発行（※2）のコンビニエンスストア利用促進及びマイナンバー制度導入に伴う個人（法人）番号の活用を図り、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を図ります。

※1（取扱税目：法人市民税、個人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税）

《e L T A X利用率実績》	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
法人市民税	45.8%	49.0%	54.1%
市民税（普通徴収）	13.9%	19.3%	22.5%
固定資産税（償却資産）	10.8%	13.6%	15.4%
事業所税	9.9%	11.3%	12.8%
利用割合（全体）	21.2%	25.8%	29.2%

※2 個人番号カードを使用することで、「市民税・府民税証明書」をコンビニエンスストアで取得することが可能。

平成28年度 部局長マネジメント方針

かわち としゆき
経済部長 河内 俊之



仕事に対する基本姿勢

本市は中小製造業を中心とした「モノづくりのまち」であり、日本でも有数の企業集積を有しています。本市の中小企業は地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるだけでなく、市民の雇用や地域の活性化の源として重要な役割を担っています。

経済部にはモノづくり支援や商業、労働雇用、農政といった部門で市域経済を活性化するためのたくさんの企画事業がありますが、単に事業を実施することが目的とならないよう、その意義（事業目的）、効果（目標）を明確に意識しながら事業展開するよう進めて参ります。さらに、事業は計画、実行、評価、見直しのいわゆるPDCAサイクルで事務事業を管理し、その中で対象となる事業者、市民の方の視点を特に重視したいと考えています。

また、経済部各課の様々な市内経済活性化のための施策を有機的に連携させ、経済面での都市アイデンティティ「モノづくりのまち」を一層強固に発信し、また、ラグビーワールドカップ2019に向けて、「ラグビーのまち」と相乗効果を生むようなイノベーションを意識した全事業の再構築を目指して参ります。

平成27年度の振り返り

平成27年度は、国の積極的な施策や、個々の企業の経営努力により、企業収益の回復や賃金引上げといった雇用環境の改善など経済の好循環に向けた効果が現れてきた一方で、中小企業を取り巻く状況は、電気料金の上昇や、前年度の消費税率の引き上げ等の影響により、中小企業の業況や採算に関する指標には弱い動きがみられたところです。

こうした中、本市では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム付き商品券事業を実施し、消費喚起による地域経済の活性化を図りました。

また、平成25年4月に施行した東大阪市中企業振興条例に基づく附属機関である「東大阪市中企業振興会議」からの提言を踏まえ、小規模なモノづくり企業層を中心に市が実施する各種支援施策の周知や情報発信支援などに取り組んでまいりました。

1 モノづくり企業の医療分野への参入促進

平成28年度より新たに市内モノづくり企業の医療分野への参入を促進するため、大阪大学と医工連携に関する協定を締結し、医療分野への参入に意欲的なモノづくり企業などから構成される研究会を立ち上げ、様々な情報提供などをすすめることで、医工連携の事業化を促進していくとともに、市内モノづくり企業が具体的な医療分野のニーズを踏まえた新製品開発を促進するための研究開発や試作品などの取り組みを支援してまいります。

2 住工共生のまちづくりのさらなる推進

平成25年4月に施行しました、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」に基づき、「モノづくり推進地域」の指定、同地域における住宅立地の際の手続き、あるいは住工共生のための補助制度など、様々な施策を展開しています。

平成28年度は、モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持し、促進する必要がある地域として、水走地区や高井田地区において、特別用途地区や地区計画などの制度を積極的に活用するための取り組みを加速させてまいります。

3 モノづくり企業の情報発信強化

本市のモノづくり企業は、従業員が20人以下の小規模企業が大半を占めています。これらの小規模企業においては、自社の強みをなかなか発信できていないという現状にあると考えられます。そこで、市内製造業を紹介するウェブサイトである「東大阪市技術交流プラザ」について、情報を発信する企業にとっても、またその情報を検索・閲覧する企業にとっても、より利用しやすいサイトとなるよう、リニューアルを行います。また、本市は世界レベルのオンリーワン・ナンバーワンの製品や技術を持つ企業が多いまちであることをさらに世界に向けてPRするための冊子等を刷行するなど、情報発信方法を再構築し、本市モノづくりのPRと販路開拓等につなげてまいります。

4 商業の活性化とより魅力ある商店街づくりに向けた取り組み

商業振興では市内商業の活性化を図るため、元気な商業者や若手商業者などのグループによる取り組み等をサポートするとともに、意欲的な個店への支援を重点的に行うことで、地域密着型の商店街づくりを推進してまいります。

具体的には、商店街の空き店舗対策として商店街が空き店舗で店を開設したときに補助金を交付する空き店舗活用促進事業について、今年度は、本市の経営者育成セミナー受講者など、東大阪市内の商店街で開業を予定しており金融機関による融資が決定している経営意欲

の高い個人が商店街の空き店舗を活用して開業する場合にも賃借料補助等の支援を実施し、空き店舗活用の促進と個店支援をより一層強化してまいります。

また、商店街活性化の意欲はあっても商店街自身が推進体制や事業実施力の低下により、自力で活性化が困難な状況があることを踏まえ、コーディネーターを派遣することで商店街や若手商業者のグループ等の意欲や熱意を後押しし、商店街やグループ等自身が効果的な事業提案や事業を実施できるように支援するとともに、商店街の個店を支援する事業に取り組んでまいります。

さらに新規事業として、大学や企業、NPO法人、まちづくり団体等から提案をいただき、商店街の魅力向上や活性化をはかる斬新で継続性のある取り組みを支援してまいります。

ラグビーワールドカップ2019が花園ラグビー場で開催されることが決定したことで、全国的にも本市の知名度は上がっています。観光振興では、引き続き東大阪観光協会と連携し、市内観光スポットについての取り組みや、観光ガイドやハイキングコースマップの改訂を行うとともに、市内外で開催されるイベントに出店して、東大阪市にゆかりのある商品、東大阪ブランド製品等のアピールに努めてまいります。あわせて市内で開催される観光振興につながる事業企画についても引き続き支援してまいります。

5 若者や子育て女性などの就職、常用雇用を支援

現在、雇用情勢は改善の傾向にあって市内企業の人手不足感も増している一方で、若者の失業率は高止まりの傾向が続いており、フリーターをはじめとする非正規雇用の若者が増加しています。また、子育て中や子育てが終わった女性の再就職についても様々な問題があり、なかなか再就職に結びつかない実情もあります。

若者の就業対策につきましては、規模が小さいながらも高度な技術力を有するモノづくり企業が数多く立地する「モノづくりのまち」であるとともに、市内や近隣地域に多くの大学や短期大学が立地する「若者が集まるまち」でもある本市の特徴を最大限に生かし、大学生等に製造業をはじめとする市内企業の魅力を知ってもらうための取組みを進めて、市内大学の学生の市内企業への就業を促進してまいります。

また、来年度にハローワーク布施と連携して取り組む、若者や女性その他あらゆる求職中の方を対象としたワンストップの就業支援体制の整備に向けては、子育て中や子育てが終わった女性の就業対策を中心的な事業として位置付けて進めてまいります。

6 農業の振興と啓発

市民・消費者が近くの畑の野菜を食べて、地元の農業・農地を地域に住む人と共に無理なく守る、市民・消費者参加型の地産地消運動である「ファームマイレージ運動」を農業振興・啓発事業の核として継続推進することにより、市民・消費者に安心される「大阪エコ農産物（※）」を提供し、地域ブランドとして府下トップの認証数をさらに高め、都市農業の活性化を図ってまいります。

また、定年帰農者・青年就農者・女性農業者をはじめとした生産者の育成・支援を行うとともに、技術継承、休耕田活用、安心できる農産物の増産を同時に行う農家の卵の学生と生産者をマッチングする、次世代型都市農業の取り組みをはじめとする援農ボランティアへの支援も行いながら、小学生と保護者を対象とした農業体験事業「THE米」や、農家女性が栽培したサツマイモで焼酎を造る取り組みを支援する大人向けの農業体験事業「いも」などの農業体験事業、農業啓発事業を通じて、こども・保護者・大人を含めた都市農業周辺者への農業PRなど、市民・消費者に市内農業・農産物に理解と関心を広め、生産者の栽培意欲に繋ぐ事業に取り組んでまいります。

さらに、地元農産物を積極的に食材として使用している市内飲食店の紹介や、消費者と生産者・加工販売者が地産地消で繋がる交流事業に加え、農家・生産者が栽培した農産物を市民・消費者の身近な商業スペースなどでアピールできる取り組みに努め、本市農業の振興を図ってまいります。

※大阪エコ農産物

従来の栽培に比べて化学肥料使用量・農薬の使用回数を半分以下で栽培し、遺伝子組み換え作物でないもの

平成28年度 部局長マネジメント方針

福祉部長 ひら た あつゆき
平田 厚之



仕事に対する基本姿勢

福祉部では、誰もが安心して暮らし、すべての人が身近な地域社会の中で疎外されることがなく、地域のあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

高齢化が進展している近年の状況下では、高齢者自らの意思で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、身近な地域の中で、保健福祉サービスを適切にかつ、必要に応じて受けられ、地域の支え合いの中でその一員として心豊かに生活できる仕組みづくりを推進してまいります。

また、障害者の自立を支えるためには、すべての住民が支え合い助け合うことが必要です。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人もない人も共に暮らすことのできる社会づくりを進めるため、身近なところに相談窓口を設置し、紛争の防止・解決のしくみをつくることで、障害者差別のない地域の実現を目指します。

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域におけるネットワークの構築と充実した連携を行います。
- 総合的・専門的な相談支援の役割を担う支援拠点の整備を確実に進めることで高齢者や障害のあるすべての方が、この東大阪市において安全で安心して希望を持った生活ができるような地域社会の実現に努めます。

平成27年度の振り返り

平成27年度は、生活保護行政適正化行動計画の最終年度として取り組みの推進と総括を進めた結果、予算ベースでは、平成25年度に約385億円であったものが、平成28年度は、約360億円で留まりました。

障害のある方への幼年期から成年までのライフステージに応じた一貫した支援を行う拠点整備については、総合的、専門的な相談支援の役割を担う基幹相談支援センターの設置を予定しており、施設開設への整備工事を順次進めてまいりました。

また、高齢者を支える地域の体制づくりとして「地域包括ケア推進課」を設置することで、

できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」への取り組みの準備を進めてまいりました。

これらを含めた様々な取り組みのひとつひとつが、東大阪市における安心と生きがいのもてる地域づくりにつながることを強く意識して取り組みました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

平成28年度当初予算における生活保護費支給経費は約360億円で、前年比で約5億円減少し、平成28年3月現在の生活保護受給率も4.04%で、前年同月比で0.11%下回りました。

これは景気の回復もあるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」といった不正受給や医療・介護扶助の適正化への取り組み、また、寄り添った支援の基本である「家庭訪問の実施率100%」など、多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

今年度はこれまでの取り組みを引き継ぎ、「本当に必要とされる方に必要とされる範囲で扶助を行う」という制度本来の趣旨を実現し、市及び制度に対する信頼確保と財政負担の軽減に向け、年金受給資格の確認、就労支援、かかりつけ薬局制度の推進を進めるとともに、後発医薬品の使用率を平成30年度に100%（後発医薬品がない、医師が使用を不可としたものを除く）となるよう取り組んでまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により自立相談支援事業や就労準備支援事業等を順次スタートさせ、増加する生活困窮者への早期支援と自立促進を図るための支援の充実を図ってまいりました。

昨年度の取り組みをもとに、生活保護に至る前の早期の段階から自立を支援するセーフティネットとして機能させるため、早期の就労支援、多重債務者への弁護士相談、家計相談を行い、また縦割りではない庁内連携と官民協働での地域づくりに精力的に取り組んでまいります。

3 障害児者相談支援体制の整備

平成29年4月の（仮称）新障害児者支援拠点施設のオープンにあわせ、拠点施設内に本市における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター開設の準備を行います。

またリージョン区域毎に地域担当の相談支援事業所を設置し、各地域での相談支援ネットワークの強化を図ります。

基幹相談支援センターは、総合的・専門的なワンストップ窓口であるとともに、地域担当の相談支援事業所との連携ネットワークの強化を図っていくことで、本市全体の相談支援体制の充実が図れる仕組みを構築してまいります。

4 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの 5 つのサービスを一体的に展開する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みをさらに推進します。

第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年～29 年）の中間年である 28 年度は、特に以下の取組みを重点的に進めます。

- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを 19 カ所から 22 カ所に拡充しました。多様化・複雑化する高齢者への相談援助等により一層きめ細かに対応していきます。
- 平成 29 年 4 月から実施する新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の制度整備や事業実施に向けた生活支援コーディネーターの配備などの体制整備を進め、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 認知症の容態に応じた適切な対応方法や受診対応可能な医療機関を掲載したパンフレットの活用などを通じて、認知症高齢者の支援について本人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるような環境を整備していきます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

子どもすこやか部長 おくの 奥野 かつみ 勝巳



仕事に対する基本姿勢

人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない中、国立社会保障・人口問題研究所によれば2040年には東大阪市の人口が約38万人となると推計される状況にあります。

東大阪市の少子化対策として「安心して子どもを産み育てるまちづくり」を目指して、待機児童解消のため保育施設の拡充や在宅支援のための策を講じてきました。

しかしながら、全国的に待機児童解消に至っていない状況から、国もこのままではいけないと考え、抜本的な見直し策として、平成27年度から「子ども子育て支援新制度」を打ち出しました。東大阪市内においても新制度に基づき、「子ども子育て支援事業計画」を策定し「待機児童解消」と「在宅子育て支援」を2本柱として保育施設整備と在宅支援策の拡充に取り組んでいます。

今年は新制度施行2年目の年にあたり、引き続き「子ども子育て支援事業計画」に基づき待機児童解消に向けて保育の受け入れ数の拡充を図っていくと共に、並行し在宅支援策の拡充に取り組んでいきます。

平成27年度の振り返り

1. 人口減少と少子化対策～「子どもにやさしいまちづくり」～

東大阪市内に住みたい、子どもを産み育てたい、というように思ってもらえるためには、それにふさわしい環境整備や施策展開が必要になります。平成27年度は利用者支援事業として、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようサポートする子育てサポーターを増員しました。「子どもにやさしいまちづくり」というにはまだまだですが、着実に前進し、取り組みを進めていきます。

2. 子ども子育て支援新制度施行に伴い新時代へ突入

新制度施行初年度、待機児童の解消に向けて民間幼稚園から幼保連携型認定子ども園への移行で2箇所、小規模型保育施設を10箇所整備するなどし、計286名分の定員増を図り

ました。

また在宅支援の一つとして高いニーズがある一時預かり事業について公立幼稚園、保育所の活用により市内 2 箇所開設しました。引き続き待機児童解消と在宅支援策の拡充を車の両輪のごとく取り組みを進めていきます。

3. 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

児童虐待防止に向けては、早期発見、早期対応の上関係機関と連携し情報共有を図っていくという基本的な考えを踏襲してきました。東大阪市において児童虐待相談件数や対応件数が増加しているということは、児童虐待の通告に対する理解の深まりであると考えられます。引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待の早期発見、早期対応、関係機関との連携強化、情報の共有化など適切にかつ確実にいき、児童虐待のないまちにしていきたいと思ひます。

平成28年度に取り組む重点課題

1 子ども・子育て支援事業計画の推進と待機児童の解消

地方が人口減少社会に向き合ひ、地方創生に全力で取り組めるよう、国は結婚や出産・子育てを後押しする経済的支援制度の創設をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと事業を進めています。

安倍首相は新たな3本の矢として、①「希望を生み出す強い経済」（名目600兆円の達成）、②「夢をつむぐ子育て支援」（希望出生率1.8の実現）、③「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロの実現）を打ち出しました。

平成27年度は、子ども・子育て支援事業計画の初年度であり、重点課題のひとつである待機児童の解消に向け、就学前の教育・保育施設の整備を進めてきました。待機児童の解消に向けては前年の26年度から国の加速化プランで整備を進め、平成27年4月には、待機児童は78人減少し206人、未入所児童数では178人減少し585人となりました。平成27年度の整備においても、老朽化した民間保育所2箇所に対し改築の補助を行い合計20名の定員増と民間幼稚園から幼保連携認定こども園への4園の移行及び小規模保育施設10園の創設により284名の定員増を確保します。また、縄手南幼稚園と小阪幼稚園にそれぞれ耐震化整備も含め、公立として第一号となる幼保連携型認定こども園の29年4月、2箇所同時開所に向けた整備を進めます。平成28年度は、待機児童の解消をめざすための施設整備の取り組みとともに本市における少子化対策、子どもを産み育てやすいまちづくりの第2ステージへと取り組みを進めていきたいと思ひます。

2 子どもを産み育てたいまち日本一へ

東大阪市が子どもを産み育てたいまち日本一をめざし取り組みを進めます。これから子どもを産み育てたいと思っておられる方が東大阪市で住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。就学前の教育・保育施設の整備を進め、保育を必要な方は利用できるようにしていきます。また、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向け、産前・産後のご家庭への家事・育児支援の拡充と、まちじゅうで子育て応援として、新たに出産された方へ育児疲れなどから心身ともにリフレッシュしていただくための一時預かり保育の拡充など検討して参ります。

在宅での子育てをされているご家庭の一番の大敵である「孤独と孤立」を防ぎ、地域で支えあい、助け合い、励ましあって子育てができるよう取り組みを進めます。子育て親子の交流とつどいの場である市内6箇所目の子育て支援センターを平成29年度中、開所をめざし布施駅北側に整備を進めます。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

少子化といわれる今日、子どもの出生率の減少に反比例して、年々増加しているのが児童虐待にかかる相談件数です。子育てが母親ひとりにのしかかっているのが現代の子育ての実情です。出産と同時に、とにかく朝から晩まで24時間、たった一人で、子ども本位でやらなければならない状況におかれています。これは、ものすごいストレスといえます。

繰り返しになりますが子育てで一番の大敵は「孤独と孤立」です。児童虐待を防止し、子どもの命を守るためには、子どもの年齢に応じた必要な課題への対応が求められますが、とりわけ0歳から2歳児までの対策は急務と思っています。児童虐待は、出生後の子どもの状況、親子関係、家庭環境において生じるといわれていますが、新生児、乳幼児の虐待のリスクは、すでに妊娠期、周産期に生じていることが少なくありません。これにいかにしてアプローチし、そのリスクに気づくかが鍵となります。

児童虐待防止に向け、母子保健と児童福祉が連携し協働していく中で、情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みづくりを図ります。

4 障害児への早期発見・早期療育

平成24年の児童福祉法の改正により、より身近できめ細かな支援をめざして児童発達支援事業が進められることとなり、福祉的支援がほとんどなかった学齢期の児童にも放課後等デイサービスなどのサービスが提供できるようになりました。その政策効果には目を見張るものがあります。これまで障害者への支援がその家族のみにゆだねられ、その負担から多くの悲劇を生んできたことを思うとこうした障害児・者の自立と参加を支えるサービスの拡充は、家族を悲劇から少しでも救ってきています。

障害児の早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発

見・早期支援の対応の必要性はきわめて高いといえます。就学後にも支援が継続しておこなわれるためには、3歳～5歳前後の間に気づきや発見、支援するシステムを平成29年新障害児・者支援拠点施設の開所に向け早急に構築して参ります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

健康部長 にしだ しげかず
西田 繁一



仕事に対する基本姿勢

健康部は、市民が健康に生活できるよう、健康で元気に暮らせるまちづくりを推進しています。専門職を活用し、きめの細かい市民サービスや市民の自主的な健康づくりをサポートできるように様々な取り組みを行います。

「元気都市・東大阪」の実現に向けて、市民の健康を守り、健康づくりを推進することにより「健康寿命の延伸」等に努めるなど、市民の皆様や関係団体と共に施策を進めてまいります。

その他、食品の安全確保や狂犬病の発生防止など、生活衛生が行き届いたまちづくりを推進するとともに、世界レベルでの発生が懸念されている感染症など、万一の場合に備え、マニュアルの整備や協力医療機関の確保、医療体制の構築などを進めてまいります。

平成27年度の振り返り

健康危機管理対策では、危機管理マニュアルの抜本的な見直しを行い、災害時に設置される医療救護所への医師や歯科医師の派遣、医薬品や医療資機材の供給に関し、市内各医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協定を締結し、災害時医療の構築を進めてきました。

「健康トライ 21（第2次）」に関しましては、「健康トライくらぶ」を市民と協働で開催し、市民の主体的な健康づくりの更なる推進に努めました。

がん検診の受診率向上につきましては、受診者は増加しており、特に大腸がん検診や肺がん検診では、平成26年度より3,000人以上も多く市民に受診していただきました。また、切れ目ない妊娠・出産支援を強化する取り組みとして、新たに妊婦の方や乳幼児の保護者の方にタイムリーな情報をお届けする「子育て応援メール」や、産後に助産師等のケアや指導が受けられる「産後ケア事業」を開始しました。

その他、食の安全にかかる周知啓発、不適切表示の排除、猫の不妊手術助成金、食中毒などの迅速な検査など、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう様々な施策を進めてまいりました。

1 健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進する「健康トライ21（第2次）計画」に基づき、市民と協働で3年間開催してきた「健康トライくらぶ」の成果をより発展させる「健康マイレージ事業」の実施や、高齢者の方々がスポーツ施設を利用できるパスの実現にむけて高齢者の方々の意向調査を行います。また、食育を推進し食環境を整備することで健康づくりに努めると共に、がん検診の受診をより効果的に啓発するため受診率だけを意識するのではなく、好発年齢への勧奨に努め発見率の向上も目指していきます。また、市域の一般診療所の協力を得て、精神科領域との連携構築に努め、こころの病気への相談支援と理解促進を図ることで、自殺を未然に防ぎ市民のこころの健康づくりを進めます。

2 健康で安心して出産できるサービスを充実

安心して、妊娠・出産し、健やかな子育てができるように、母子保健事業の充実を図ることが求められています。妊娠期及び出産後の健康を守るために、平成28年度より妊婦健診にかかる費用助成の増額と、新たに多胎児妊婦健診・妊婦歯科健診・産後健診の費用の助成を行います。これらの事業と合わせ平成27年度より進めている「産後ケア事業」の実施医療機関の拡大、「子育て応援メール」の周知を行い利用者の増加を図るなど、妊娠・出産・育児を包括的に支援していく施策を進めてまいります。

3 市営斎場の施設整備の推進

既存斎場の老朽化が進むなか、将来を見据えた施設整備が必要なことから、新斎場の建設候補地の検討を行うとともに、長瀬斎場など基幹となる既存斎場の整備改修についても計画的に取り組んでまいります。

4 市立総合病院の地方独立行政法人化に向けた取り組みを推進

東大阪市立総合病院は、平成28年10月に地方独立行政法人市立東大阪医療センターとして独立行政法人化することを目指しており、健康部は法設置となる有識者で構成される外部評価機関である地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会の事務局となっています。

独立行政法人化後、病院は経営の責任が生じて来ますが、一方で、公的病院としての使命を果たす必要があります。評価委員が、それぞれの専門分野において適切な評価と意見が言えるように評価委員会を運営してまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

うえだ よういち
環境部長 植田 洋一



仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境保全及び廃棄物に関する事務を担っており、第2次環境基本計画の基本理念である「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の実現に向け、各種施策に取り組んでおります。

世界共通の課題であると同時に我々の日常生活上の問題でもあります地球温暖化につきましては、昨年12月にフランス・パリで開催されました「COP21」において「パリ協定」が採択されたことによりまして、歴史的な転換を迎えました。国においては、温室効果ガス削減への取り組みを着実に実施することとしており、本市におきましては、平成26年度に改定しました「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、市民や事業者の方々が省エネやCO2の削減に取り組んでいただくための支援や啓発に関する施策を積極的に行ってまいります。

また、平成28年3月に改定した「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化や資源の再生利用に取り組んでまいります。

あわせて、きれいなまち東大阪の実現のため、不法投棄対策や地域清掃の支援など、市民と協働し、まちの美化を推進いたします。

さらに、工場等に対し規制・指導、立入検査等を行い、公害の未然防止を図るとともに、市民からの公害苦情に対しては、現地調査をし、改善指導を行うなど、生活環境の保全に取り組んでまいります。

このような中、環境部では、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりの推進に努めてまいります。

平成27年度の振り返り

平成27年度の振り返りといしましては、昨年改定しました「地球温暖化対策実行計画 区域施策編」に基づきまして、市域の温室効果ガス削減の取り組みを進めてまいりました。新たな取り組みといしまして、家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、ホームエネルギーマネジメントシステムやリチウムイオン蓄電池の設置補助を始め、これまでの太陽光発電設備及び家庭用燃料電池（エネファーム）の設置補助とあわせまして、家庭の「創エネ」・「蓄エネ」・「省エネ」化を積極的に進めてまいりました。

また、一般廃棄物処理の基本方針となる一般廃棄物処理基本計画が平成23年3月から5年を経過したことで、社会情勢やごみの排出実態などが変化していることから平成28年3月に改定しました。ごみの減量化や資源化の取り組みとしては、自治会などによる再生資源集団回収の支援や民間協力店舗・公共施設での拠点回収による排出環境の拡充などとともに、水銀含有廃棄物の適正処理に努めました。一方、市立小学校を中心とした環境教育出前講座やECOポスターコンクールを実施するなど、環境教育の推進にも注力して参りました。

さらに「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として、近鉄布施駅、小阪駅、瓢箪山駅周辺に、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 地球温暖化対策実行計画の着実な推進

- ・平成27年3月に改定した地球温暖化対策実行計画区域施策編の温室効果ガス削減目標を達成するため、民生家庭部門や産業部門など各部門において、さらなる低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- ・家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、環境家計簿の普及啓発を進め、各家庭からの二酸化炭素排出量を「見える化」とするとともに、太陽光発電システムや燃料電池、ホームエネルギーマネジメントシステム、リチウムイオン蓄電池の設置補助を行い、住宅の省エネ・省CO₂化を進めます。

◇環境家計簿の普及・啓発

家庭で消費するエネルギー（電気・ガス）使用量を明らかにするとともに各家庭からの二酸化炭素排出量を「見える化」し、削減の動機付けを行うことで、省エネ行動を促し温室効果ガスと光熱費の削減につながる取り組みです。

◇再生可能エネルギー等普及促進事業

家庭から排出される温室効果ガスの削減に効果が大きい個人住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）、また、これらと併設することでエネルギーをより効率的に使用できるホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）やリチウムイオン蓄電池の設置にかかる費用の一部を補助します。

- ・工場や事業所から排出される温室効果ガスを削減するため、中小企業における省エネ設備や高効率機器の導入等を支援し、中小企業者の省エネ・省CO₂化を進めます。
- ・ESCO事業や水素ステーションの設置等新たな取り組みへの研究を進めます。

◇省エネ診断・改修事業

年間エネルギー使用量が10kL以上100kL未満の中小企業に対し、無料で工場や事業場の省エネ診断を行います。また、省エネ診断に基づき、省エネ設備の導入や改修を行う場合に、費用の一部を補助します。

◇環境マネジメントシステム普及事業

中小企業を対象に省エネセミナーを開催するとともに、中小企業者が自主的・積極的な環境配慮に対する取組を展開できる仕組みとして環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」の構築支援を行います。

2 ごみ処理基本計画に基づく施策の推進

・子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

◇環境教育の普及啓発

市内の学校や幼稚園、自治会などへ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座を実施する等、より連携した取り組みを実施します。

また、作品の制作を通じて3Rの推進・環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にECOポスターコンクールを実施します。

・ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

◇集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住

民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。

◇資源回収の促進

市関連施設での古紙類、小型家電、蛍光管・乾電池などの水銀含有廃棄物の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、古紙類などの出張回収を行います。

また、公共施設から排出される剪定枝類のリサイクルを実施します。

◇更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民への再啓発の実施、また、住居形態や地域特性に応じた取組みに向けた啓発を行います。

- ・ごみの減量及びごみ処理費用負担の公平化を図るため、東大阪市廃棄物減量等推進審議会において、大型ごみの有料化について検討します。

3 ごみ収集業務におけるより一層の効率的な業務運営の推進

環境部では、東部環境事業所管轄地域における家庭ごみ収集業務を平成13年度から順次民間委託しており、平成27年度に策定した「環境事業協働推進計画」においては、旧計画の基本的な考え方を念頭に置き、効率的、効果的な運用を図りつつ、地域との協働やプライバシーに関わることなどの行政でしか出来ないことや行政で行う方が効率的なことなど、官民の役割分担を明確にするとともに危機管理体制の見直しを行うこととしました。このことから、市が直営で行う業務は、市民のプライバシーに関連すること、地域との連携が必要となること及び危機管理体制とし、かつ、民間が担うことの出来るものは民間に委ねるという市の方針に基づき、家庭ごみ収集業務については残る平成29年度の中部環境事業所管轄地域の一部の委託を計画的に進め、今後より効率的な業務運営をします。

4 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

平成26年10月1日に施行された「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として購入した移設簡易式の不法投棄監視カメラを、不法投棄が頻発する場所に設置し、自治会や警察と連携することにより、市民の皆様が住み良いごみのないまちへ、より一層努めてまいります。

5 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

- ・生活環境の保全として、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行っていきます。一方、公害の未然防止を図るため、法

令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行っていきます。

・産業廃棄物については、廃棄物処理法により、適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図っていきます。

◇P C B廃棄物の処理を確実に進めるため、市役所が保管するP C B廃棄物の状況を的確に把握することにより、各所属が行う処理委託の促進を図ります。あわせて民間での処理も進めてまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

たかと あきら
都市整備部長 高戸 章



仕事に対する基本姿勢

都市整備部は、これまで「いきいき暮らせる安全で快適なまち」「創造性あふれる活力のあるまち」「人と地域とがつながる魅力あふれるまち」「市民みんなでつくるみんなのまち」をまちづくりのテーマとし、JR おおさか東線における新駅の設置、都市景観の形成、災害に強いまちづくりの形成、市民協働によるみどりのまちづくりなど、様々な施策に取り組んでまいりました。

今年度においては、これらのまちづくり施策に加え、人口の減少と高齢化の進展が予測される中、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することが課題であると考えております。

この課題に対応するため、持続的な都市経営が可能となるよう、立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

また、大阪モノレールの南伸につきましては、周辺施設計画とまちづくりの検討を関係部局と連携しながら進めてまいります。

今後は安全で快適な市民生活及び経済・社会活動を支える都市基盤の整備など重要な役割を担っていることを常に意識し、東大阪市のさらなるイメージアップに努める必要があると考えております。

平成27年度の振り返り

1 JR おおさか東線の新駅設置

事業用地の取得が完了し、工事に着手しました。

2 都市景観の形成

策定した景観計画に基づき大規模建築物の建築等の際に届出を義務づける制度を開始するとともに、市民に対し景観に関するアンケートを行い、市民の景観に関する意識を把握

しました。

3 用途地域の見直しと準防火地域の指定拡大

用途地域については見直しの方針に基づき選定した5地区および地区計画にあわせて用途地域の変更を行う御厨南二丁目地区の変更を、準防火地域については延焼の危険性が高い建ぺい率60%以上に指定されている区域（一部を除く）について準防火地域指定の拡大を平成27年12月に都市計画決定しました。

4 市民協働によるみどりのまちづくり

- ・（仮称）緑化センター設立に向け平成26年度に策定した基本構想・基本計画に基づき建築工事にかかる基本・実施設計および地質調査を行いました。
- ・緑化ボランティア養成講座を開催しました。また修了者を中心に市役所本庁舎及びJR高井田中央駅前広場、近鉄布施駅前広場、近鉄八戸ノ里駅前広場において緑化推進活動を実施しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 JRおおさか東線の新駅設置

平成29年度末の新駅開業にむけて関係者と調整し、事業を進めます。

2 大阪モノレール南伸に伴うまちづくり

庁内関係部局と共に計画実現にむけた協議を進め、またこれに併せ周辺施設計画及びまちづくりの検討を進めます。

3 都市景観の形成

策定した景観計画に基づき、引き続き市街地の良好な景観形成に向けて取り組んでいきます。また、重点的に景観に取り組む地域や景観重要公共施設の候補について、市民と協働で検討を進めます。

4 市民協働によるみどりのまちづくり

花とみどりのまちづくりを推進するために必要なみどりの活動拠点として、（仮称）緑化センター設立の早期実現に向け、取り組んでいきます。また、地域の緑化活動の推進を目

的とした講座を実施し、講座修了生を中心に市域の駅前広場や公共施設などにおける緑化活動を進めます。

5 住工共生（高井田・水走地区）

住工共生のまちづくり条例に基づき、モノづくり推進地域のうち特にモノづくり企業の集積を維持、促進すべき高井田・水走地区において、経済部と共同で都市計画的手法を活用した住工共生のまちづくりを推進します。

6 立地適正化計画の策定

都市構造の転換を図る事で、持続可能な都市経営を可能とすることを目的とした「立地適正化計画」の策定を医療、福祉、教育、経済施策と連携して進めます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

土木部長 ふじた いさお
藤田 功



仕事に対する基本姿勢

土木部におきましては、道路及び道路の附属物並びに河川の整備及び管理、街路整備事業、交通安全運動の推進や自転車対策等、市民の生活に密着した事業を行っております。また、平成28年度からは、道路等の機能管理に取り組むボランティア団体活動も取り入れ、市民等との協働を進め、快適な通行空間の確保に努めてまいります。

土木部の各業務は、市民からの多種多様なニーズに応えていかなければなりません。現在、戦後の高度成長期とともに整備された既存施設の老朽化にともない、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「ストック型社会」への転換が求められている中、従来の対処療法的な修繕から、計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、必要予算の平準化及び維持管理のコスト縮減を図り、市民の安全・安心な生活を確保するために更なる努力をしております。

平成27年度の振り返り

橋梁修繕補強事業については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、新川橋、戸堰橋等7橋の修繕及び耐震補強工事を実施しました。平成27年度末で計画橋梁70橋のうち、26橋が修繕されました。また、幹線道路舗装事業では、5路線、延長にして1.3kmの舗装修繕工事を実施しました。今後も引き続き、両事業を実施してまいります。

次に、自転車マナーの向上については、枚岡中学校・池島中学校等4校で実施しました。開催にあたっては、地域の方も多く来ていただき、今後も地域に十分周知して実施していきたいと考えております。

平成28年度に取り組む重点課題

1 橋梁修繕補強事業

主要路線に係る重要な橋について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕・耐震補

強を計画的に実施いたします。

2 幹線道路舗装修繕事業

市が管理する幹線道路について、幹線道路舗装修繕計画に基づき、優先度の高い路線から計画的に舗装修繕を実施いたします。

3 花園ラグビー場へのアクセス道路や東花園駅前広場の整備

東大阪市花園ラグビー場までの円滑かつ良好な歩行者アクセス道路及び東花園駅前広場の再整備を実施いたします。また、都市計画道路大阪瓢箪山線については、中央環状線から東花園駅前付近までの事業は、ラグビーワールドカップに間に合うよう、事業主体である大阪府に働きかけていくとともに、恩智川から外環状線までの事業の具体化についても進めていきます。また奈良線連続立体交差事業に伴う関連側道の整備も進めます。

4 自転車マナーの向上

平成25年度から導入しているスケアード・ストレート（※）方式による自転車交通安全教室について引き続きこれを実施し、重大事故の減少、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図ります。

※スケアード・ストレート：スタントマンによる交通事故疑似体験

5 街路整備事業

都市基盤整備において、重要な位置づけにある都市計画道路及び駅前広場については、現在都市計画道路が5路線、駅前交通広場は3か所の事業を実施しておりますが、平成28年度は各路線の用地買収を進めていきます。

また工事についても可能なところから順次着手していきます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

建築部長

やまぐち たかよし
山口 隆義



仕事に対する基本姿勢

建築部は、市有建築物の新築・増築・改修の設計・積算・工事監理及び市有建築物全体の耐震化並びに予防保全を推進する建築営繕室、市営住宅の維持管理、密集住宅市街地整備促進事業、老朽市営住宅の集約建替え更新事業、サービス付高齢者住宅等の審査登録業務を行う住宅政策室、大規模2団地の維持管理業務、集約建替え更新事業を行う住宅改良室、そして特定行政庁として建築確認申請許可、開発指導、違反建築物是正命令等の建築行政全般及び民間建築物の耐震化並びに空家等対策を推進する建築指導室の4室で構成されています。

この4室の業務は、市民の住生活に直結する業務が多く、市内の建築物すべてに何らかの接点を持っており、市民が安全に暮らせるまちづくりに向け、特に巨大地震等に備え、災害に強いまちづくりを形成できるよう、市有建築物だけでなく民間建築物においても、様々な側面より引き続き耐震化を促進していきます。そして、建築部職員一人一人が職責を自覚し、市民にとって安全で快適なまちづくりを目指し、関係部局としっかりと連携を行い、下記の事業を推進していきます。

平成27年度の振り返り

【市有建築物の耐震化による市民が安心して利用できる施設整備：建築営繕室】

平成24年度から始まった小中学校耐震化事業も、全小中学校79校・校舎428校のうち増築・補強改修等によって、75校・校舎248棟の耐震化を行い、平成27年度をもって完了いたしました。また、庁舎、消防署、指定避難所など災害時に重要な役割を果たす防災関連施設の耐震化も平成27年度末に完成いたしました。

【民間建築物耐震化推進・老朽空家対策：建築指導室】

- ・土日や夜間などを利用し、大阪府八尾土木事務所、地域の建築士と連携しながら

らセミナーやイベント、ワークショップなどを通じて、地域に根ざした周知啓発に努めました。（平成 27 年度は 19 回の実施、参画）

- ・耐震診断実施者へのフォローアップや法改正により義務化となった大規模建築物等の所有者に啓発を行い、民間建築物耐震化促進補助を実施致しました。

また、空家対策としましては、弁護士会・不動産協会・建築士会・大学教授等と連携し勉強会を開催、空家等対策計画策定に向け方針等を検討しました。

【市営住宅の長寿命化及び適正管理：住宅政策室・住宅改良室】

- ・上小阪東住宅の P F I による建替事業は、事業者の募集に向けた入札公告及び入札説明書等を公表いたしました。
- ・大規模 2 団地につきましては、第 1 期事業計画の既設住宅の解体工事を行い、第 2 期計画の設計業務を実施しています。
- ・管理部門としましては、収納確保のため代理納付及び郵便局、コンビニ及び口座振替での家賃納入制度を実施し、また空き住戸の改修により市営住宅 49 戸（住宅政策室 14 戸、住宅改良室 35 戸）の募集を実施いたしました。
- ・また、住宅確保要配慮者に対する居住支援としましては大阪府の Osaka あんしん住まい推進協議会のホームページを開設し情報提供を行っています。

【密集住宅市街地の整備：住宅政策室】

- ・若江・岩田・瓜生堂地区において、防災道路の整備を 3 ヶ所、老朽木造賃貸住宅の除却補助を 7 棟行い、防災性の向上を目指しています。

平成 28 年度に取り組む重点課題

1 市民が安心して利用できる市有建築物の整備推進

- ・市民にとって使いやすく快適であるとともに、災害に対する安全性を備えた施設であるために東大阪市市有建築物保全計画を策定し、市有建築物の予防保全の推進を図ります。
- ・今後予想されている大地震などに備え、市有建築物の耐震化を進め、公共施設の安全性の向上を図ります。

2 管理不全等による空家対策の推進

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に基づき（仮称）東大阪市空家等対策協議会の設置及び開催いたします。また市域内の実態調査等を実施し、（仮称）東大阪市空家等対策計画を策定し、管理不全等による空家等対策の推進に努めます。

3 木造住宅等の民間建築物の耐震化推進による災害に強い安全なまちづくり

- ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の補助に加え、平成 27 年度より新たに除却工事の補助制度を創設しました。自治会、建築士等と連携した耐震セミナー等を従前より開催しており、平成 28 年度はそれに加えて旧耐震基準の建築物が多く存在する地域を特定し、重点的にダイレクトメールやポスティングを行い、地域特性に着目した周知活動を行い、更なる市民への周知啓発に努めます。

4 市営住宅の長寿命化計画の推進と適正な入居管理の徹底

- ・ 市営住宅の長寿命化による有効活用及び維持管理・保全の効率化を図ります。
- ・ 市営上小阪東住宅については P F I 手法による建て替えを進めます。
- ・ 家賃の滞納をなくすための収納確保対策を徹底します。また、住宅に困窮された方の入居機会を増やす取り組みを進めます。

5 密集住宅市街地の整備促進

- ・ 老朽木造賃貸住宅が集積する若江・岩田・瓜生堂地区において、大規模な災害に備え、燃えにくいまち、避難できるまちを目指し、建物の不燃化と防災道路の整備を進めます。

6 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進

- ・ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、大阪府の Osaka あんしん住まい推進協議会と連携しながら、高齢者や障害者の方などの住宅確保要配慮者の居住支援策を検討します。

平成28年度 部局長マネジメント方針

消防局総務部長 ふじと 藤戸 いつお 逸夫



仕事に対する基本姿勢

近年、毎年のように大規模な自然災害が頻発し、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、各種災害に的確に対応するべく消防局と消防団が一体となり、より強固な消防体制を構築する必要があります。

このことを踏まえ、消防局では次の項目を重点課題として取り組み、市民生活の安全確保のため、「安全安心なまちづくり」を推進してまいります。

平成27年度の振り返り

昨年度は、中新開、若江、足代出張所の耐震化工事が完了し、また、西消防署の庁舎が一部完成し運用を開始しました。

消防団については、現場活動時の装備強化のため、防火衣、防火用手袋、防塵マスク、防塵メガネを整備しました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 西消防署の建替え

昭和38年に建設された西消防署にあっては、著しく老朽化が進んでいることから、南海トラフ巨大地震等の発生に備え、防災活動拠点としての機能を確保するため、平成26年度から建設工事を進めており、平成27年度末に一部庁舎が完成したところであります。

今後は、平成29年7月の全庁舎完成に向け引き続き計画どおり建設工事の進行管理に努めてまいります。

2 高機能消防指令センターの強化

情報通信技術は、コンピュータや通信環境の著しい技術的進歩によりめまぐるしく発展を

遂げており、本市の高機能消防指令センターもこれらの通信環境に対応させなければなりません。

このため、昨年度作成した基本計画をもとに、平成30年4月に新たな高機能消防指令センターの運用開始に向けて、システムを構築してまいります。



3 消防団の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団の重要性が再認識されたところであります。この地域防災力として重要な役割を担う消防団の活動拠点である消防団屯所の建替えを、地元の協力を得て計画的に進めてまいります。

また、現場活動時における消防団員の安全確保のため、装備や資機材の充実強化を図ります。

4 人材の育成

職員の若年化が進んでいることから研修等を通じて倫理観の醸成を図り、消防吏員としての資質の向上に努めるとともに、管理監督体制の強化に取り組めます。

また、社会公共の安全に対する要求が多様化し、その水準も益々高くなっている中、消防の使命達成のため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って職務に取り組み、職員の能力や可能性を引き出し、組織力の一層の向上を目指してまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

消防局警防部長 もりた ひろあき
森田 浩哲



仕事に対する基本姿勢

都市構造の変化により災害の様態は複雑多様化し、また、高齢化の更なる進展により、国の救急出動件数は平成37年まで増加の一途を辿ると予想されております。更には、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されており、救急需要対策、震災対策、大規模イベントへの消防警戒対策など更なる消防力の充実強化のため、消防局では、次の項目を重点課題として取り組み、市民生活の安全確保のため、「安全安心なまちづくり」を推進してまいります。

平成27年度の振り返り

昨年度は、平成27年4月1日から拡大された救急救命処置により数名の人命の危難を救うことができたとともに、大規模地震等への災害対策として、市政だより及びウェブサイト等の広報媒体を活用し、市民に対して防災意識の啓発を図りました。

また、消防車によるパトロールや自治会等との連携強化により放火火災防止対策に努めたほか、住宅用火災警報器設置義務化の認知度を上げるべく、各種イベントでの広報活動を実施し予防体制の強化を図りました。

更には、東大阪市緊急消防援助隊受援計画を作成するとともに、大規模地震発生を想定した参集訓練を実施するなど、震災活動体制の強化を図りました。

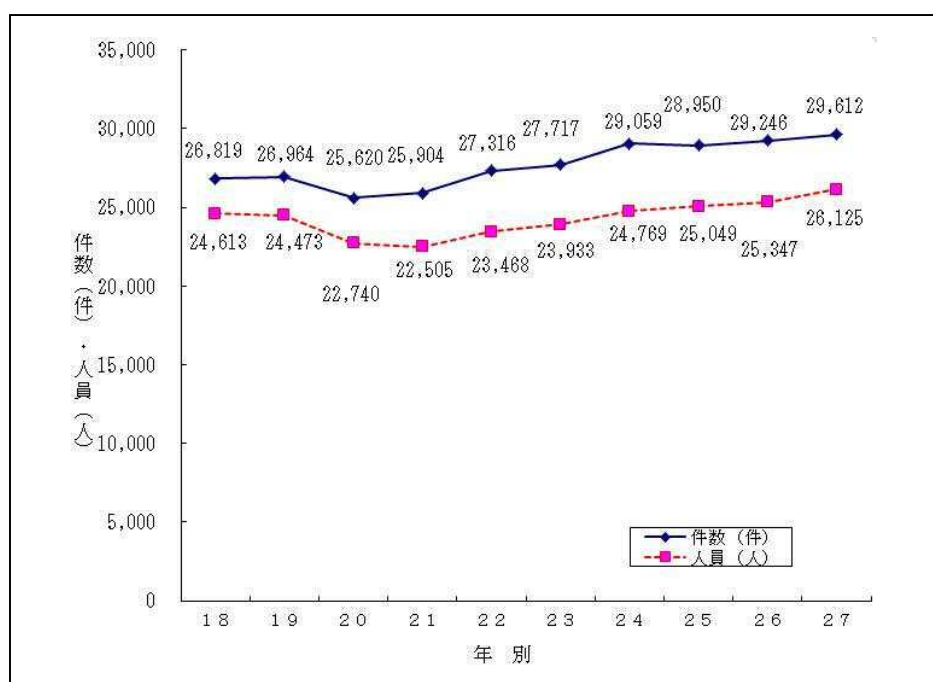
平成28年度に取り組む重点課題

1 救急救命体制の充実強化

- 東大阪市では、平成27年度から救急救命士が行うことのできる救急救命処置が拡大（心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）されました。これらの処置を実践できる救急救命士を継続的に養成し、さらなる救命率の向上を図ります。

- ・ 心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）等による応急手当が適切に実施されることにより、傷病者の症状の悪化防止を図ることができ救命率が向上することから、市民や事業所の皆さんへ応急手当普及啓発を推進します。
- ・ 救急病院の案内が必要なときや救急車を要請するのか迷ったときなどに、医師や看護師が24時間体制で救急相談に応じる「救急安心センターおおさか」の活用について、引き続き普及啓発活動を実施するとともに、救急車の適正利用を市民の皆さんに広報することにより、必要な時に必要な人が利用できる救急体制を構築します。

【救急出動件数及び搬送人員の推移（10年間）】



2 火災予防体制の充実強化

- ・ 放火による火災（放火の疑いを含む。）は、本市の火災原因の1位であり、近年では悪質な放火事案も発生していることから、昨年に引き続き自治会などの各種団体と連携を密にするとともに、消防車によるパトロール、消防訓練、立入検査などあらゆる機会をとらえて、市民の皆さんに放火火災に対する注意喚起を行い、放火火災防止対策を推進します。
- ・ 住宅火災用警報器の設置を促進し、一般家庭やひとり暮らし高齢者宅防火診断の実施など住宅防火対策を推進します。
- ・ 各種イベント等の不特定多数の人が集まる催しでの防火安全対策を徹底するため、昨年度に引き続き消防職員が巡回し積極的な防火安全指導を実施します。

3 警防活動体制の充実強化

本市で開催予定であるラグビーワールドカップ2019花園では、国内外から多数の人が来市すると見込まれておりますが、このような大規模イベントでの集団災害の発生も危惧されています。これらの災害に備えるため、消防警戒計画を策定し、この計画に基づいた訓練を実施するとともに、これらの災害に対応できる隊員を養成し、警防活動体制の一層の強化を図ります。

4 防火防災意識の高揚

安全で安心なまちづくりのためには、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、災害が発生したときには的確に対処できる知識や技術を身につけておくことが大切です。このことから、防災学習センターや消防訓練などあらゆる機会をとらえて、防火防災の知識・技術や必要性・重要性を啓発するなど防火防災意識の高揚に取り組めます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

なかお さとる
会計管理者 中尾 悟



仕事に対する基本姿勢

会計管理者は、市民の皆さんと直接かかわる業務は行っておらず、会計管理に特化した業務を行っています。

市民の皆さんからお預かりした税金や手数料などを管理する立場にあり、現金や有価証券、物品などの出し入れや保管のほか、市から債権者に支払うための支出手続きが適正に行われているかどうかの審査や確認、支払いなどの会計事務を行っており、市役所の金庫番とも呼ばれています。

これに加えて、市役所の1年間のお金の出入りの総まとめともいえる決算書を作成し、市長に提出します。

このように、市役所にかかわるすべてのお金や物の出入りを管理する仕事を行うわけですから、遵法性や正確性、迅速性をすべて備えることが求められています。

適正かつ正確無比な会計管理業務の執行を通じて、市民満足の向上に寄与したいと考えています。

平成27年度の振り返り

- ・ 日常の審査において、常に関係法令を確認し、また、監査委員による支出証書類の検査結果なども踏まえ、各部局に対し必要な指摘・指導を行うなど、より適正な会計事務の執行に努めました。
- ・ 指定金融機関の検査や、各所属などへ直接出向いて公金出納事務の検査を実施するなど、出納事務の適正化を図りました。
- ・ 公金（現金）の適正な取扱いについて、所属に対して「公金取扱いマニュアル」による周知、指導を行いました。
- ・ 公金運用については、債権債務の相殺によって預金保護が可能な金融機関での運用を基本に、利率照会をするなど競争原理の活用により、安全かつ効果的な運用に努めました。
- ・ ハガキによる債権者への振込み通知をウェブ検索にて確認できるように変更したことにより、債権者の利便性向上や出納事務の効率化、費用の削減等の改善を図りました。

1 信頼性の確保

- ・ 市政に対する信頼性確保のため、予算執行に際し常に法令を遵守して適正に行われているか厳正にチェックし、担当課はもとより、監査、法制担当などとも十分調整しながら、慎重に取り扱います。

2 会計事務能力の向上

- ・ 正確かつ迅速な会計処理を行うため、法令遵守と公金取扱いの重要性の認識を深めるため、すでに発行済みの「会計事務の手引き」の有効活用を図ってまいります。また、監査指摘のあった審査事例の検証を行い、職場研修等を実施して、出納室職員の会計事務能力の向上に取り組めます。

3 公金の適正かつ安全な運用

- ・ 市民の貴重な財産である公金（歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金）の管理及び運用については、「東大阪市公金管理・運用基準」に従い、安全第一を基本に确实かつ有利な方法により保管し、効率的な資金運用を行います。
- ・ 「公金取扱いマニュアル」を活用し、不祥事や現金事故の防止に努めます。また、直接各所属に出向いての検査も充実します。

4 事務の効率化

- ・ 日常業務を通じて会計事務を点検し、非効率な事務、不合理な事務がないか改めて確認するとともに、公金収納の口座振替の推進や納付チャンネル拡大など必要な場合は関係所属とも協力しながら、一層の効率化、事務処理の迅速化に取り組めます。
- ・ 平成27年度から稼働しているインターネットを活用した支払情報検索システムの利用促進を図り、行政サービスの向上をめざします。

平成28年度 部局長マネジメント方針

上下水道局経営企画室長 かわ かみ ただ し
川 上 忠 司



仕事に対する基本姿勢

日本の人口は平成20年の1億2800万人をピークに本格的な人口減少の時代に突入し、本市においても昭和50年の52万人をピークに、その後は減少傾向が続き平成52年には40万人を割り込むと予想されています。人口減少と節水意識の浸透も相まって生活の中で使われる水道水の量は着実に減少し、財源の根幹である水道料金・下水道使用料も同様に減少が見込まれます。

一方老朽化した上下水道施設の更新や大震災等から上下水道施設を守る耐震化の整備等が喫緊の課題であり事業運営は大変厳しい状況にあります。

このような状況の下でも「安全・安心」をお届けできる強靱な上下水道施設と持続可能な上下水道事業経営を目指していかなければなりません。

さらなる経営の一層の効率化を図るなど財政基盤を強化しながら最小の費用で最大の効果が生じるよう工夫を凝らし市民の皆様に信頼される上下水道事業を進めてまいります。

平成27年度の振り返り

現在、上下水道局は水道部門が若江西新町の水道庁舎、下水道部門が荒本の本庁舎に分散しています。また、上下水道は、災害時に市民の皆さんの生命と生活を守るライフラインとして重要な役割がありますが、災害対応や復旧の拠点となる水道庁舎は耐震性が低いうえに老朽化しています。

平成27年1月から設計に着手した上下水道庁舎整備事業では、建築プランやレイアウト、概算建設費などの建物の基本となる設計に取り組みました。

基本設計の検討のなかで予定事業費の再精査やプランの見直し検討を行ったことから、設計期間の延期も避け得ない状況ですが、少しでも早期に着手・竣工することで、上下水道サービスの効率的な提供と危機管理体制を向上させていきます。

また、平成28～32年度の水道事業の取り組みを明らかなとした「水道事業中期実施計画（第3期）」を取りまとめるとともに、人口減少社会の到来を受けた長期的な事業収支の見通しの検討に着手するなど、持続可能な水道サービスの提供に向けた取り組みも進めています。

平成28年度に取り組む重点課題

1 上下水道庁舎の建設に向けて取り組みます

上下水道施設は市民の大切なライフラインとして一日も休むことなく上下水道サービスをお届けする使命を担うとともに、サービス提供にあたっては公営企業として公共性と企業の経済性の両方を発揮しなければなりません。

上下水道局では、荒本の総合庁舎の西隣に新しい上下水道庁舎の建設を進めています。

庁舎整備によって、市役所の業務と一体となった市民サービスの向上や業務の効率化とともに、万一の災害時における応急給水活動や水道・下水道施設の復旧等の拠点となる庁舎づくりをめざしていきます。

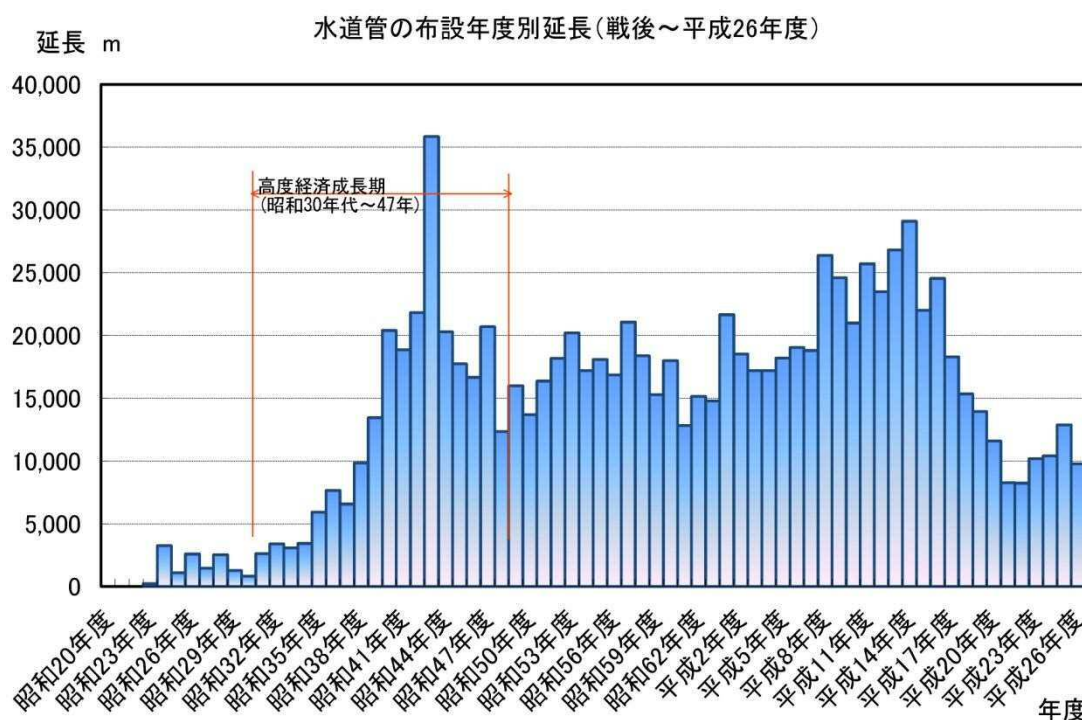
平成28年度は、上下水道庁舎の設計に引き続き取り組むとともに、工事着手をめざします。

2 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」策定に取り組みます

本市の水道は昭和7年に給水を開始、高度成長期に急激に整備をすすめた結果、更新時期を迎える施設や耐震性の低い施設が多くあります。

また本市の地形は平坦地が多いことから、水道の給水や下水の排水にポンプ施設が必要となるなど、比較的高コストな条件にあり、類似都市に比較すると料金等が高く、施設更新や耐震化などは遅れている状況にあります。その上に近年の人口減少や生活・産業環境の変化による使用水量の減に伴って事業収入の柱となる料金収入は減少の一途にあり経営環境は厳しい状況です。

上下水道を取り巻く事業環境はすでに変革期に入っています。市民生活を支える重要な役割を担う上下水道が将来にわたって、健全なサービスを持続できるよう、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の策定に取り組みます。



平成28年度 部局長マネジメント方針

きだ じろう
水道総務部長 木田 次郎



仕事に対する基本姿勢

水道事業は安全でおいしいお水を、安価で適正な価格で、安定的に市民の皆様へ供給することが使命であります。

これらのサービスを皆さまに提供するにはさまざまな経費がかかり、そのほとんどは皆さまがお支払いになる水道料金で賄っていますが、人口の減少と節水型社会の定着等により、本市の水需要は年々減少の一途を辿っており、水道料金の収入も減少傾向にあります。

一方、コスト面では高度成長期に建設した水道施設が老朽化し更新時期を迎えていることや、近い将来必ず発生するといわれる大震災等に備え災害に強い施設の構築など多額の費用を要し、水道事業の経営環境はますます厳しさを増しています。

そのために水道職員一同、業務の効率化に向け事務事業の見直しを実行し、スリムで機動的な組織づくりを目指している所であります。

仕事に対しても風通しの良い環境づくりはもとより、常にコスト意識と自己研鑽を忘れることなく推進することが、引いては市民サービスの向上に繋がるものと考えております。

蛇口から飲める安全で安心な水を将来にわたって安定してお届けし、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるために、より一層の健全経営に努めてまいります。

平成27年度の振り返り

前年度重点課題として掲げました「職員の経営意識の向上をはかります」・「健全経営を推進するため未収金を減少させます」これら2項目におきまして、従前より継続して各職員がコスト意識を持ち業務に取り組んでおり、資金管理においても適正かつ安全性を担保した資金計画と資金運用を行い、平成27年度は黒字決算になる見込みであります。

また、水道料金の未収金を減少させる取り組みとして、新規及び長期滞納者への給水の停止を毎月行い、高額滞納者への折衝、休日の特別徴収等、臨戸訪問を実施し、平成24年度以降繰越未収金の収納率99%台を維持することが出来ております。

1 職員の経営意識の向上をはかります

水道事業は東大阪市が営む公営企業であります。企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければなりません。皆さまに安全で安心な水を持続的にお届けするため、経済性と福祉の増進の両立を迫り、水道事業の経営を行っていきます。

- ・職員一人ひとりの企業職員としての自覚を高め、常にコスト意識を持ち、効率的な経営と安定した事業運営に努めます。
- ・資金管理においては、綿密な資産計画の下、安全性を最優先し、適正な資金を確保したうえで効率的な資金運用による増収に努めます。
- ・上下水道局の両事業間の積極的な人事交流により、事業の情報や課題を共有し、職員を育成しながら、局全体の更なる効率化の向上、技術力の確保を図ります。

2 健全経営を推進するため未収金を減少させます

水道事業は独立採算制をとっております。水道事業の運営には様々な経費がかかり、そのほとんどが皆さまのお支払いいただく水道料金で賄われています。

皆さまにご負担いただく水道料金について、未納の方があると、きちんとお支払いいただいた方の水道料金だけで事業運営を賄うことになり、お客様間の公平性を欠くこととなり、また、事業面においても大震災に備えた耐震化の推進に遅れが生じたり、引いては経営を圧迫することにもなります。よってお客様間の公平性を保ち、健全経営を推進するため、滞納額の削減に努めてまいります。

- ・上下水道職員による休日等の特別徴収を実施します。
- ・料金滞納者に対し給水の停止を強化します。
- ・滞納者の実情に応じた納付相談を充実させます。
- ・お客様の利便性の向上と、料金滞納の未然防止のため、口座普及率を向上させます。

3 アウトソーシングによる効率的な業務運営について検討します

水道事業における現状は、少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の向上や企業の減少など極めて厳しい環境下であり、職員一人ひとりが現状の認識と自助努力をし、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められています。

特に営業部門である窓口関連業務と検針業務は、それぞれ直営と委託をしていますが、このことにより業務の複雑化、非効率化を招く結果となっており、今後、上下水道局統

合庁舎への執務スペースの問題、配置人員や機動的な組織の在り方の検討においても大きな弊害となっています。

早急にアウトソーシングを含めた抜本的な見直しが必要であり、その検討を実施してまいります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

こうだ しょういち
水道施設部長 甲田 正一



仕事に対する基本姿勢

水道事業の使命は、安心で安全な「命の水」水道水を安定して使用者の皆様にお届けすることです。文化的な都市生活を営む上で、一日も欠かすことのできない事業であり、水道施設部では、水道施設の新設・更新や維持管理などを行い安定供給に努めています。

また、近年多発しています自然大災害等にも強いライフラインの確保を目指して、山間地域の送配水機能と平区配水機能の整備を進め、老朽化した管路の更新、耐震化を行い、水道施設の強化を図ってまいります。

しかし、水道事業を取り巻く環境は、増え続ける老朽施設の更新費用の増大と、また、社会状況、人口の減少や節水器具の普及等により給水収益が減少するなど、経営環境は非常に厳しいものとなってきています。この限られた財源の中で、努力と創意工夫をもって効率的・効果的な事業を行い「安心できる水道」の構築に努めてまいります。

平成27年度の振り返り

重要な課題であります山間地域への水の供給安定性向上を図るため、整備を行っていた日下中区配水池と中石切受水中継ポンプ場の工事が終了し、28年度より2施設の水運用が開始され送配水機能の強化を進めることができました。また、26年度より施工しています五条低区配水池の整備も平成29年度の完成に向けて取り組んでおり、山間地域のより一層の送配水機能強化のために基幹施設の整備に力を入れてまいります。水道管路につきましては、災害に強い管路を目指して計画的に老朽化した水道管の更新を行い、耐震管への整備を行ってまいりました。平成28年度も引き続きライフラインの機能強化を目指して精力的に頑張っております。

平成28年度に取り組む重点課題

水道施設の新設・更新・耐震化は、ライフサイクルコストをいかに低く抑えるかが重要であり、限られた財源の中、水道管路の長寿命化や安全安心な水道施設の構築を効率的な事業で進めてまいります。

1 老朽化水道施設の効率的な更新

- ・ 水道管路の長寿命化と低コストの配管材料の採用

長寿命形水道管を積極的に採用し、ライフサイクルコストの低減化と、低コストの配管材料を採用し、工事費用の縮減を図ります。

- ・ エネルギーの有効活用

大阪広域水道企業団から受水している水圧を利用し、不足する圧力を加圧して山間地域への送水を行い、エネルギーの有効活用で、動力費の節減や温室効果ガスの削減を図ります。

- ・ 水道施設の耐震化とダウンサイジング

水道施設の更新時に、地震等に強い工法や新技術の採用及び、将来の水需要を見据えた施設のダウンサイジングなど、耐震化の向上や事業費用の節減を図ります。

- ・ 管路情報システムの有効活用

管路情報システムには配水管情報として、布設年度、口径、管種、工事名、事故履歴等が納められており、集計機能により希望する順位を導き出し、効率・効果的な管路更新を行います。

2 水を安定してお届けするための維持管理

- ・ 漏水防止対策

漏水を抑制するために、漏水調査の効果的な実施と老朽管や事故履歴がある管の積極的な更新、使用水量検針時による早期発見など、漏水軽減に努め安定給水を図ってまいります。

- ・ 安全安心な水質の確保

受水槽による給水設備方式については、水質の安全性を確保するために直接給水（直結直圧給水）ができるよう推進します。また、受水槽使用者の皆様には施設の定期的な点検や安全使用の指導・啓発を行います。

3 早期復旧が可能な水道づくり

- ・ 山間部配水エリアのブロック化

山間部中区系配水エリア（標高：約 30m～70m）において、これまで水走配水場から送水と配水を一本の管路で水運用していたものを、平成 27 年度末で新たに中石切受水中継ポンプ場の完成に伴い、2 系統の送水管路が確立され、中区系エリアとして日下系と五条系に 2 分割することで、より安全な水運用が可能となり、また、災害時など修繕の完了した区域から順次、水の使用ができることで、市民サービスの向上に繋がります。

- ・ 災害時の相互応援体制の確立

災害時において、国・府・日本水道協会等と密に連携をとり、近隣市等との相互応援協定に基づき、協力体制の確保に努めます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

はだ こうぞう
下水道部長 葉田 晃三



仕事に対する基本姿勢

本市の公共下水道は、市民サービスを担う企業（地方公営企業）として、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」を運営原則に事業の推進を図っています。平成25年4月より下水道事業の経営を市長から任された事業管理者のもと、企業会計方式の活用により財務情報の透明化に努め経営マインドの醸成を進めてまいりました。現在、人口減少社会に入り、地方財政の状況が厳しさを増す一方、施設の老朽化に伴う大量更新時代を迎えようとしている経営環境を踏まえ、公営企業として経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

また、近年増加傾向である集中豪雨に対し、浸水被害の軽減に向けて継続的にハード対策を実施し、ソフト対策を組み合わせた総合的かつ緊急的な浸水対策に取り組んでまいります。

平成27年度の振り返り

本市の公共下水道は、昭和24年度に事業着手したことにより50年を経過する一部施設の老朽化が進行し、その対策が急務です。また、大規模地震による施設の被災で下水道がその機能を果たすことができなくなれば、代替機能のないライフラインとして市民生活に多大な影響を与えるなど耐震化が課題となっています。そこで、今後増えていく大量の更新（老朽化対策）と地震対策を効率的に進め、また、急増する経費に対し予算の平準化を図るため平成25年度に策定した「下水道総合地震対策計画」のもと、平成27年度より対策工事を実施いたしました。今後も引き続き継続的に施設の再構築を図ってまいります。

下水道による浸水の防除は、下水道が果たす重要な役割の一つです。近年は、豪雨の発生頻度の増加や台風の激化など、浸水に対するリスクが高まっています。既存管きよの排水能力を高めるため、平成3年度より実施している増補管事業では、全体計画に対し89%（平成27年度末）の進捗率となりました。また、昨今頻発するゲリラ豪雨対策として全庁的に取り組む「雨水対策プロジェクト推進会議」で策定した「総合雨水対策アクションプラン」に基づき、増補管などのハード対策と合わせ、ソフト対策としての啓発活動にも取り組んでまいりました。出前講座の実施やウェブサイトによる啓発、ケーブルテレビによる番組の放

映などを通して、豪雨に対する行動や備えを幅広く理解していただける取り組みを行いました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 増補管事業等の推進（浸水対策）

本市が位置する寝屋川流域は、すり鉢状の地形であることから降った雨を下水道で集め、ポンプで河川に強制排水しなければならない厳しい地形条件となっています。元来より浸水被害が多く、その対策として流域内の市および国・府が協力して「総合治水」に取り組んでいます。これは、河川・下水道・流域内の市民、事業者が一体となって浸水対策に取り組むもので、「寝屋川流域水害対策計画」のもと治水対策施設の整備を推進しています。本市の下水道事業においても、下水道の計画年次が古い第二寝屋川以西の地域において、既存の下水管よりさらに地下深くにトンネル形態の「増補管」を整備し、排水能力を向上させることで浸水被害の軽減に取り組んでいます。この増補管事業も全計画延長のうち約9割の整備が完了し、被害の軽減に大いに寄与しているところです。

しかしながら、最近の世界的な気象変動により局所的な短時間豪雨（いわゆる「ゲリラ豪雨」）が頻発し、浸水被害の発生が増加傾向となっています。ゲリラ豪雨は、下水道などの計画規模を上回る豪雨のため、短時間で浸水被害に至る特徴があります。このことから、本市では、ハード面とソフト面から全庁的に検討を行い「東大阪市総合雨水対策アクションプラン」を策定し、公助・共助・自助の対策に取り組んでいるところです。



（写真：新大蓮幹線（増補管））

以上のことから、下水道事業においては、大阪府と連携して「総合治水」に取り組むとともに、「増補管事業」を引き続き実施し浸水被害の軽減に努めてまいります。さらに、「東大阪市総合雨水対策アクションプラン」に位置付けられている「増補管事業」などのハード対策だけでなく、ソフト対策としての啓発活動にも取り組んでまいります。

2 下水道施設の再構築

本市の下水道事業は、昭和24年に着手しほぼ概成いたしました。他のインフラ施設同様本市の下水道施設においても、老朽管きよなど老朽化施設が今後増加傾向となっています。長年の使用により劣化が進行し、管きよの破損などによる道路陥没事故の発生が全国的に懸

念されています。また、先の「東日本大震災」など大地震発生を教訓に、地震に備えた対策も課題となっています。下水道は、機能の代替手段のないライフラインであることから、市民生活への影響が懸念されるところです。

そこで、本市では、老朽化対策と耐震化対策を効率的かつ効果的に進めるため、「東大阪市下水道総合地震対策計画」を策定し、国の制度を活用しながら計画的に管きょなど施設の再構築を進めていく予定です。下水道ポンプ場などの根幹施設においては、耐震化対策とあわせて長寿命化対策を含めた改築を実施する予定です。「東大阪市下水道長寿命化計画」の策定により、国の制度を活用し、計画的に実施してまいります。

3 ラグビーワールドカップ2019への取り組み

2019年日本で開催される「ラグビーワールドカップ」の会場の一つに「東大阪市花園ラグビー場」が決定いたしました。

下水道事業においては、これまで「ラグビーのまち 東大阪」と下水道の普及促進をPRするため「ラグビーデザイン マンホールふた」を製作し、ラグビー場周辺の下水道整備に合わせて設置してきたところです。

ラグビーワールドカップ2019の花園ラグビー場開催決定を契機に、その機運を高め、さらなる下水道のPRを図るためにこのたび「RUGBY WORLD CUP 2019 デザインマンホールふた」にリニューアルいたしました（写真参照）。今後は、花園ラグビー場までのアクセス道路上に設置してあるマンホールふたを「RUGBY WORLD CUP 2019 デザインマンホールふた」に順次取り替えていく予定です。日本全国のみならず、全世界から観戦に訪れる多くの人々の目に触れることで「ラグビーのまち 東大阪」とさらなる下水道のPRをこの「RUGBY WORLD CUP 2019 デザインマンホールふた」で発信してまいります。



平成28年度 部局長マネジメント方針

総合病院事務局長 つきやま しゅうじ 築山 秀次



仕事に対する基本姿勢

病院理念 私たちはあなたのために最善をつくします。

基本方針 良質で安全な急性期医療と先進的医療の提供
機能分化と連携による地域完結型医療の提供
持続的成長が可能な経営基盤の確立
療養環境と労働環境の整備
職員の技術向上、能力開発、資格取得への援助

人口構造の変化に伴い 2025 年や 2035 年問題といった、急激に進行する少子高齢化による人口減少が、大きな社会問題の話題として取りざたされ、公立病院においては総務省より公立病院改革が進められ早くも 10 年が過ぎようとしております。

この状況のもと、総合病院でも 24 年度より経営形態を全部適用に変更し、変化する医療制度への対応を行い、東部大阪地域において大学病院や公的な大病院がない中で、地域の中核病院として急性期医療や救急医療を行い、地域住民の安心・安全の一翼を担ってきました。

今まで以上に良質な医療を市民や病院を利用される方々に提供して行くと同時に、医師・看護師を始めとした病院職員からも魅力ある病院として勤務していただき、安定した病院経営を行っていくことを目的として、28 年 10 月から地方独立行政法人市立東大阪医療センターへの移行を機に、病院理念と基本方針を大切にして、これからも公立病院として地域医療に貢献していく病院を目指していく所存でございます。

平成27年度の振り返り

私は、27 年度の重点課題として①急性期病院としての発展、②地域医療連携の推進、③人材確保と医療体制の充実、④持続的安定経営のための基盤の確立に向けた取り組みを課題として掲げておりました。まず①の急性期病院としての発展と②の地域医療連携の推進については、厚生労働省が主導している地域医療構想としての地域包括ケアシステムを実施していく必要から、総合病院は地域医療機関との連携は絶対条件となり、27 年度に紹介・逆紹介率などの実績から念願の地域医療支援病院の承認を受けることができました。

次に、東部大阪地域における救急患者の受療体制強化を推進していくためにも、現在受け

入れ整備を進めている中河内救命救急センターの指定管理受託を推し進めている状況となっています。

最後に、安定した医療経営を行っていくために、人材の確保や組織としての基盤確立が必要であることから、地方独立行政法人とすることで行政組織から医療組織への改革を推し進めることが可能となり、医療というひとつの目的を共有する職員により構成される病院として安定経営の基盤づくりが構築されてきていると考えております。

平成28年度に取り組む重点課題

1 地方独立行政法人 市立東大阪医療センターの設立

近年、少子高齢化に伴い社会保障制度、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、総合病院においては、このような医療情勢への対応の困難さ、医師不足による診療科の休止、病床利用率の低下などが複合的に影響し、病院経営が厳しい状況にあります。しかし、公立病院として、地域に必要な急性期医療・救急医療・災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供していくことが求められています。

このような状況のもと、経営の自由度を高めるとともに責任を明確にし、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、より効率的な運営を図り経営改善を図っていくことを目的として、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの設立に向け全力で取り組んでまいります。

2 総合病院による中河内救命救急センターの指定管理推進

中河内医療圏においては、大学病院や国立病院がなく高度救命救急(3次救命)を受け入れる医療体制が整っていないなか、総合病院が中河内救命救急センターの指定管理を受け入れ一体的運営を行うことで、地域全体の救命率向上へ繋がると同時に、双方の医療機能を生かした医療を提供し、中河内医療圏において質の高い充実した救急医療提供を一体的に行えるように取り組んでまいります。

3 地域医療連携の推進

急性期病院としての機能を果たすために、地域の医療機関と連携し「かかりつけ医」制度の啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を行い、積極的に機能分化・分担を進めて参ります。

4 組織体制の整備

各種情報収集・分析を基にした企画、院内外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、効率的・効果的な運営体制と意思決定の仕組みや指示系統の再

構築など業務運営及び組織体制の整備を進めて参ります。

平成28年度 部局長マネジメント方針

教育総務部長 ^た田 ^{むら}村 ^{あつ}敦 ^し司



仕事に対する基本姿勢

このたびの人事異動で東大阪市の理事を拝命し、初めての教育委員会で教育総務部長の職務に就きました。市の理事としての責任の重さとともに、新たな職場の緊張感を感じながら自らの役割を果たしていきたいと思っています。私は仕事を進めるために、これまでから「現場」「情勢（情報）」「ミーティング」の3つのキーワードを大切にしています。

一つ目は「現場主義」をモットーにこれまでからどこの部署でも取り組んできました。それは当然のことですが、まずは現場で何が起きている、何が課題となっているのか、またそこには経過や背景があるのかを把握しないと何もできないからです。

二つ目に重要なことは、公の役割は時代の移り変わりとともにその内容も変わっていくため、大きな話を言えば世界の流れ、そのもとでの国の動きを常につかむことに努力することです。

三つ目のミーティングは、現場の課題、国の動向や情報を組織（チーム）として共有化することです。時間に追われ忙しい職場であればあるほど、早朝、夜間にたとえ30分でも時間を設け、情報の共有化と市としての方向性、的確な判断を行うための議論を徹底することだと思っています。

職場のマネジメントとすれば、当然の話かもしれませんが、なかなか難しいのも事実です。難しいけれどそこを乗り越えていかないと組織（チーム）の力はつかないと思っていますし、今後も市民サービスの向上に向け、組織（チーム）を高めていきたいと思っています。

これからも3つのキーワードを大切にしながら、子どもたちの健やかな成長に向け、安全で良好な教育環境の整備や食に対する喜びが感じられる給食の提供に努めてまいります。

平成27年度の振り返り

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年度より設置された総合教育会議は、年度中に6回開催され、10月の総合教育会議において「教育行政に関する大綱」が策定されました。公立学校施設の耐震化は、小学校24校、中学校12校の耐震化が必要な校舎の耐震工事が完了し、これにより小中学校施設の耐震化率は100%となりました。

また、災害時には地域の避難所にもなる学校体育館の利用者の安全を確保するため、非構造部材（サッシなど）の耐震化を計画に進めました。

学校トイレの洋式化事業については、小学校 12 校、中学校 8 校の学校トイレのリフレッシュ整備（和式便所の洋式化・トイレ施設全体の乾燥化等）を実施しました。

普通教室の暑さ対策では、市立小学校における普通教室の熱中症対策として、小学校15校の普通教室（274室）にドライ型ミストを設置しました。また中学校では、校舎の耐震工事に併せて12校の老朽化したエアコンを更新しました。

平成 28 年 4 月の電力市場の完全自由化も見据え、学校園施設のランニングコストを節約するため、小学校 10 校（27 年 4 月施行）、中学校 25 校（27 年 10 月施行）において競争入札による電力供給を導入し、電気使用料の削減に努めました。

学校給食課については、食育の観点から「地産地消」に取り組み、東大阪市内産及び大阪府内産の野菜や米を各小学校で年 1 回以上使用し、大阪府内産農作物の使用推進に努めました。子どもたちには、「地産地消だより」などにより、身近で作られた農作物の栽培の様子や生産者の方々を紹介し、食物の大切さをより身近に感じられるよう努めました。また、小学校全校で使用する箸を、耐久性に優れ、安全かつ衛生的なアミハード製（樹脂製）の箸に変更しました。

平成 28 年度に取り組む重点課題

1 総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成 27 年度から新たに市長と教育委員会で構成される総合教育会議が設置されました。この会議を通じて市長と教育委員会の連携を活発化させ、より一層民意を反映した総合的な教育行政の推進を図ることができるよう、円滑な会議の運営に協力していきます。

なお、この会議で協議し策定した大綱のもと、「東大阪市教育局施策アクションプラン」が平成28年3月に策定され、今後具体の施策として推進してまいります。

2 公立学校施設の耐震化

災害時には地域の避難所にもなる学校体育館の利用者の安全を確保するため、非構造部材（サッシなど）の耐震化を計画的に図っていきます。また、市立日新高校において耐震化が必要な校舎の工事を進めるとともに、「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（平成 27 年 5 月）」において引き続き市立幼稚園として運営される 4 幼稚園の園舎耐震化に取り組めます。

3 学校トイレの洋式化

平成25年度よりスタートさせた学校トイレの洋式化事業について、平成28年度は、計画最終年度として19小中学校の学校トイレのリフレッシュ整備（和式便器の洋式化・トイレ施設全体の乾式化等）を実施します。

4 小学校普通教室の暑さ対策

小学校普通教室の熱中症対策として、平成28年度も引き続き21小学校の普通教室（275室）にドライ型ミストを設置します。これにより、ドライ型ミストの整備率は100%となります。

5 学校園の電力供給契約の見直し

平成28年4月の電力市場の完全自由化も見据え、学校園施設のランニングコストを節約するため、これまでの地域に固定された電力会社や新電力事業者も含めた競争入札による電力供給を進めていきます。

6 中学校給食の導入

中学校給食については、成長期における生徒の健全な心身の育成や食育の推進等の役割を果たし、学校教育の一環として重要な事業であることから、実施に向けた課題整理を早期に行い、本市においてもっとも適切な中学校給食の導入に向けた準備を進めてまいります。

学校給食の更なる充実と中学校における食育の推進を図り、子どもを豊かに育む教育環境の向上を目指します。

平成28年度 部局長マネジメント方針

学校教育部長 清水 紀浩



仕事に対する基本姿勢

公立学校は住民にとって生活の場に最も近い場所にある公共の施設です。

幼稚園、小学校、中学校、高校へと続く学校は自らが学び、修了した場所であったり、子どもたちを通わせている場所であったりします。

社会の中で生活していく確かな学力や様々な力を育む場が学校であり、本市の学校教育基本目標である「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」を実現していくとともに地域にとっても公立学校が信頼される存在であり続けるために教育をめぐる環境や情勢を的確に把握し、着実な事務遂行に向けて努力して参ります。

平成27年度の振り返り

平成27年度は各学校園において、前年より引き続き学力向上の取り組みを進めるとともに、連携を軸にしながら中学校区単位での学びのスタンダードの確立と実践に向けた取り組みを進めました。学期制について見直しを進め、2期制の総括を踏まえた新たな3期制を平成28年度より実施するものとなりました。また、安全安心な学校づくりのために東大阪市独自の「通学路安全シート」の設置による登下校時の安全確保の取り組みなどを進めました。

保護者支援、児童・生徒支援の観点から教育センターでの相談業務などによりきめ細かな相談、支援に努めました。公立幼稚園が果たす役割について、公立施設の再編整備の中で子どもや子育てを支える教育施設としての役割の強化に取り組みました。

平成28年度に取り組む重点課題

1 一貫教育の実践による学力向上をはじめとした生きる力を育むための学校支援

平成31年度にモデル校区において義務教育学校を開校する事をめざして一貫教育の実践を推進します。モデル校区に限定することなく、東大阪市全体としてとして一貫教育の実践

に取り組みます。①子どもの学習意欲を高めるため、教員の指導力向上と家庭学習習慣の定着、②中1ギャップに起因する学力課題に対応するため、モデル校区をはじめとしたカリキュラムの研究、③9年間の継続した学びのため、中学校区での「授業スタンダード」の推進、④基礎基本の定着が必要な層の学力向上に注力するため、スクールサポーター等を活用した放課後学習等に取り組みます。

2 特別支援教育の推進

障害のある子どもが、安心して学校生活を送れるよう階段昇降機の配置、支援学級の学習環境の整備等を実施します。また、生活介助や医療的ケア等を必要とする障害のある子どもへの人的支援として、介助員・スクールヘルパー・ケアアシスタント・特別支援教育支援員の市立学校園への配置を進めます。

3 いじめの防止

平成26年度末に策定された「東大阪市いじめの防止等に関する条例」および「東大阪市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。子どもからの相談・心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉的な視点を持って子どもの環境改善を図るスクールソーシャルワーカーの配置などを通じていじめを許さない教育環境の醸成と仕組みづくりを進めます。

4 教職員の人材育成と資質向上

研修成果を学校園での教育活動に活かす実践的指導力の向上、②今日的教育課題の調査・研究の成果を共有することによる教職員の資質・能力の向上、③授業準備や教材研究等に対する教職員の熱意と自己研鑽力の向上など、学校園の「学ぶ力」の活性化を支援します。

5 様々な教育相談活動による支援

教育センターにおける来所相談（教育相談、発達相談）、市立幼稚園小学校への派遣相談、電話相談等を進めることに加え、適応指導教室（不登校児童生徒の居場所づくり、学力支援や社会的自立に向けた学校復帰の支援）の取り組みを通じて、子ども・保護者・学校園に寄り添い、健やかな育ちを支えます。

6 幼稚園施策の推進

子ども・子育て支援新制度の実施にともない、「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画」により公立幼稚園の再編や幼保の統合等による認定こども園の計画的な整備を進めます。

公立の幼稚園やこども園の適正な配置を行うとともに小・中学校へ連なる学びの基礎を育む幼児教育の質の確保や特色のある幼児教育の実践を支える体制づくりを進めます。

7 学校規模適正化の推進

平成27年4月には大蓮東・大蓮小学校、平成28年4月には、太平寺・俊徳中学校、永和・菱屋西小の統合事業によりにそれぞれ統合新設校が開校しました。残る三ノ瀬・太平寺小の統合事業を推進し、学校と教育委員会の連携をより強化し、平成30年4月に統合新設校を開校することをめざし、地域や保護者との協議を進めます。

学校の活性化、教育指導の充実を図るには、適正規模での学校運営が必要です。平成30年4月以降の状況を見越して、一貫教育の実践との整合にも留意しながら、市立小中学校に在籍する子どもたちへの良好な教育環境、学習環境の提供をめざします。現在の学校規模適正化基本方針を発展させ、第2期となる統合計画の策定に着手し、過小規模校の適正化推進に努めます。

平成28年度 部局長マネジメント方針

やすなが しろう
社会教育部長 安永 史朗



仕事に対する基本姿勢

昨年4月に社会教育部長を拝命し、1年が過ぎました。2年目を迎えるにあたり、新たな気持ちで市民の皆様の意見を真摯に受け止め、何を求めているかを的確に把握し、仕事に反映できるよう創意工夫をして、市民の皆様の満足度を高めてまいりたいと考えております。

社会教育部では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、市民スポーツや市民文化・芸術を推進する事業など多種多様な事業を展開しております。また、図書館、体育館、公民分館、埋蔵文化財センターなど多くの施設を所管しております。このような事業や施設を、今後も市民の皆様がより一層親しみをもち、身近なものであると実感できるよう、親切、丁寧にして心のこもったサービスの向上を進めてまいります。

平成27年度の振り返り

1 留守家庭児童育成事業の充実

子ども・子育て関連法の改正を踏まえ、平成27年度より留守家庭児童育成クラブについて、運営日数や開設時間を拡充し、また、高学年受け入れのための施設整備を実施しました。クラブの運営につきましては、地域運営委員会による運営と、新たに公募により選考されました民間事業者による運営となりました。

2 河内寺廃寺跡史跡公園の整備

本市では、平成20年3月に国史跡の指定を受けた河内寺廃寺跡につきまして、文化庁及び河内寺廃寺跡整備委員会の指導のもと、平成26年度に整備実施設計を行い、平成27年度から整備工事に着手しました。平成27年度は、基盤整備として史跡全体の造成工事、施設整備として雨水排水工事、フェンス設置工事を行いました。

3 東体育館のリニューアル工事

昭和42年に建設された東体育館は、建築後48年が経過しており、老朽化が進む中、耐震性にも課題があることから、平成27年度から引き続き工事を行います。この工事は公共施設再編整備計画に基づき、耐震補強を図るとともに、内外壁の改修やエレベーターの設置等を行い、平成28年8月のリニューアルオープンを予定しています。

平成28年度に取り組む重点課題

1 留守家庭児童育成事業の充実

平成27年度より子ども・子育て関連3法の制定及び関連法の改正を踏まえ、クラブの運営日数や時間等の拡充や施設整備また高学年の受け入れなど事業の充実に努めてまいりました。また運営主体についても28年度より22クラブが地域運営委員会、29クラブが民間事業者による運営となりました。新制度開始から2年目を迎えるにあたり保護者負担金の減免制度を多子世帯まで拡充いたします。今後も改善すべきところは改善し地域、学校、保護者との連携を深め、より一層円滑な運営を行っていただけるよう支援をしてまいります。

2 河内寺廃寺跡史跡公園の整備

「河内寺廃寺跡」は近鉄奈良線の瓢箪山駅と枚岡駅との中間あたり、線路の西側に位置しています。これまでの発掘調査で古代寺院の金堂や講堂、回廊の基壇や礎石が発見されています。塔・金堂・講堂が南北一直線に並ぶ、四天王寺式伽藍配置をとる河内寺廃寺は、河内地方にあって飛鳥時代後期に建立された寺院の遺構として貴重で、平成20年3月に国史跡に指定されました。

「河内寺廃寺跡」を市民の皆様に身近にふるさとの歴史を感じていただける憩いの場として活用できるよう、平成28年度は、前年度に引き続き植栽や施設整備などの工事を行います。整備工事は、平成28年度でほぼ終了し、平成29年度の早い段階に一般公開を行う予定です。